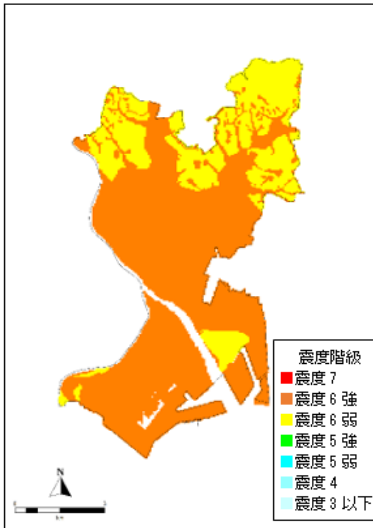
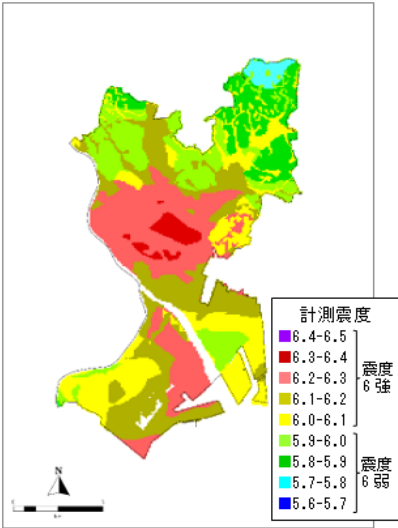


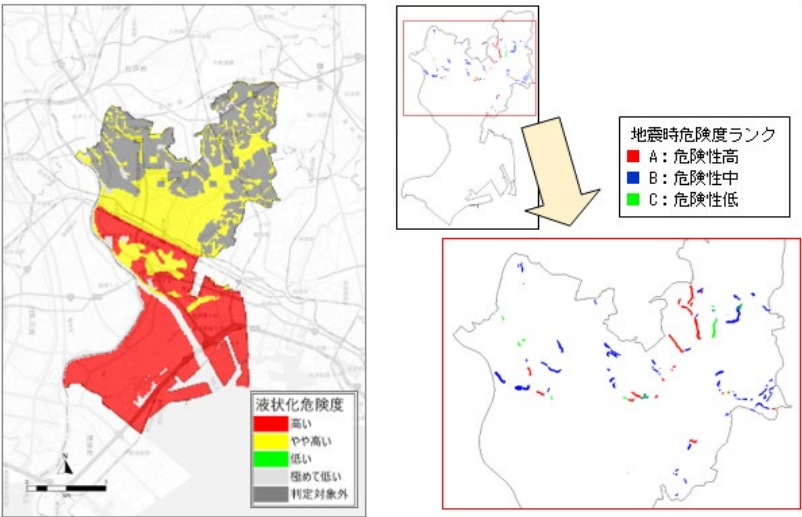
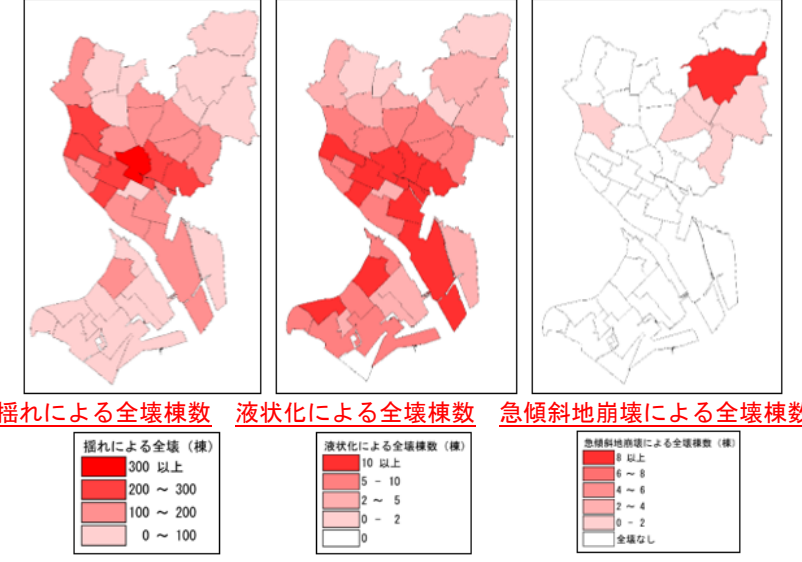
市川市地域防災計画震災編（素案）新旧対照表

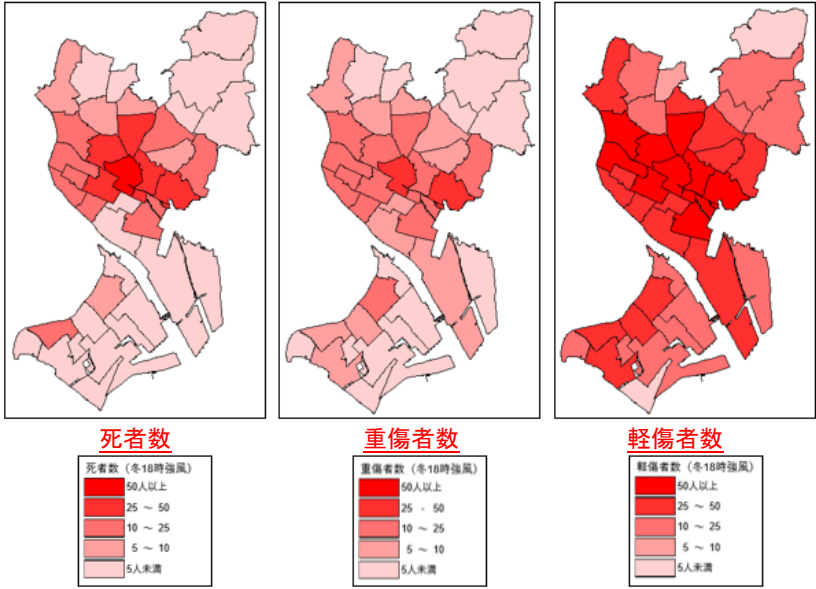
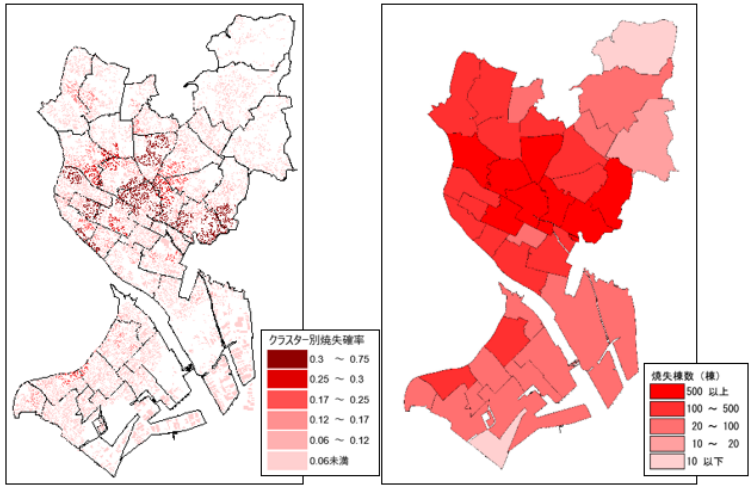
令和 6 年 6 月 1 4 日現在

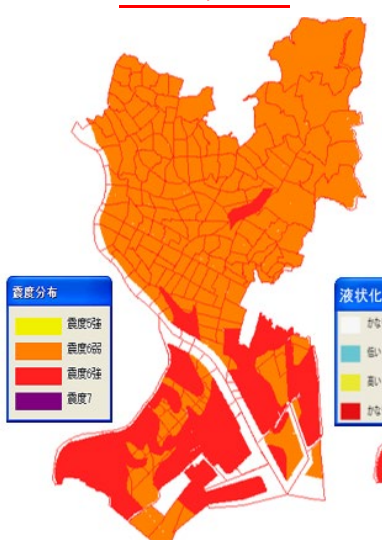
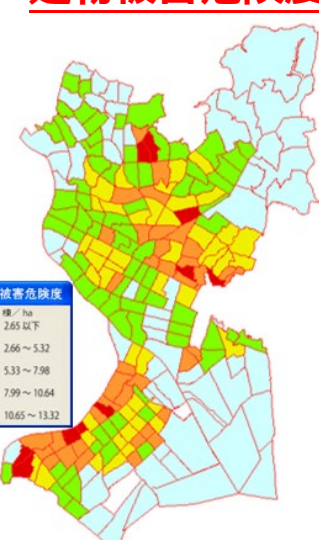
ページ	項目	現行計画		修正素案		差分
1	<u>防災体制 における 基本的な 用語</u>	用語 (略)	解説 (略)	用語 (略)	解説 (略)	変更
		本部会議	○応急対策の意思決定機関として <u>計画された</u> 組織 ○市長を議長とし、部局室長以上の幹部職員から構成される。	本部会議	○応急対策の意思決定機関として <u>設置される</u> 組織 ○市長を議長とし、部局室長以上の幹部職員から構成される。	
		災害対応事務局	○本部会議の事務局及び災害対策本部長のスタッフ機能として <u>計画された</u> 組織	災害対応事務局	○本部会議の事務局及び災害対策本部長のスタッフ機能として <u>設置される</u> 組織	
		5 対応本部	○災害対策本部内に活動目的ごとに <u>計画された対応本部</u> ○5つの対応本部が計画されており、それぞれ複数の班から構成される。	5 対応本部	○災害対策本部内に活動目的ごとに <u>設置される組織</u> ○5つの対応本部が計画されており、それぞれ複数の班から構成される。	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		市川市災害ボランティアセンター	○災害ボランティアの受入れのために、災害対策本部から独立した機関として <u>計画された</u> 組織 ○生涯学習センター内に設置し、災害ボランティアの受け入れや活動の調整等を行う。	市川市災害ボランティアセンター	○災害ボランティアの受入れのために、災害対策本部から独立した機関として <u>設置される</u> 組織 ○生涯学習センター内に設置し、災害ボランティアの受け入れや活動の調整等を行う。	
		現地災害対策本部（災害班）	○市内を 6 地区に分割し、被災状況の収集等を実施するために <u>計画された</u> 拠点	現地災害対策本部（災害班）	○市内を 6 地区に分割し、被災状況の収集等を実施するために <u>設置される</u> 拠点	
3	同上	用語 (略)	解説 (略)	用語 (略)	解説 (略)	追加
				<u>災害ケースマネジメント</u>	○一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等をアセスメント（被災者のニーズの把握や自立・生活再建に向けた支援の必要性に関する評価）の実施により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、課題の解消に向けてアウトリーチ（積極的な働きかけ）を継続的に実施し、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組	
9	<u>第 1 章 総論</u> <u>第 6 節 関係機関の 業務大綱</u>	機関の名称 市 川 市	事務又は業務の大綱 (略) 9 救助、防疫等 <u>り災</u> 者の保護及び保健衛生に関すること。 (略)	機関の名称 市 川 市	事務又は業務の大綱 (略) 9 救助、防疫等 <u>罹災</u> 者の保護及び保健衛生に関すること。 (略)	変更
11	同上	機関の名称 東日本電信電話株式会社（千葉西支店）、株式会社 N T T ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	事務又は事務の大綱 1 電気通信施設の保全に関すること。 2 災害時における <u>緊急通話の取扱い</u> に関すること。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。	機関の名称 東日本電信電話株式会社（千葉西支店）、株式会社 N T T ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	事務又は事務の大綱 1 電気通信施設の保全に関すること。 2 災害時における <u>通信サービスの提供</u> に関すること。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。	変更

ページ	項目	現行計画		修正素案		差分																								
		(略)	(略)	(略)	(略)																									
		東京電力パワーグリッド株式会社	1 災害時における電力供給に関すること。 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。	東京電力パワーグリッド株式会社	1 災害時における電力供給に関すること。 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。																									
		<u>東京ガス株式会社</u>	<u>1 ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設及び安全確保に関すること。</u> <u>2 ガスの供給に関すること。</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																									
		東日本高速道路株式会社	1 東日本高速道路の保全に関すること。 2 東日本高速道路の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。	東日本高速道路株式会社	1 東日本高速道路の保全に関すること。 2 東日本高速道路の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。																									
		(略)	(略)	(略)	(略)																									
		日本赤十字社千葉県支部	1 <u>災害時における救護班の編成及び医療並びに助産等の救護の実施に関すること。</u> 2 <u>災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関すること。</u> 3 <u>義援金品の募集及び配分に関すること。</u>	日本赤十字社千葉県支部	1 <u>医療救護に関すること。</u> 2 <u>こころのケアに関すること。</u> 3 <u>救援物資の備蓄及び配分に関すること。</u> 4 <u>血液製剤の供給に関すること。</u> 5 <u>義援金の受付及び配分に関すること。</u> 6 <u>その他応急対応に必要な業務に関すること。</u>																									
12	同上	<table><tr><th>機関の名称</th><th>事務又は事務の大綱</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社</td><td>1 電気通信施設の整備に関すること。 2 災害時における通信サービスの提供に関すること。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	機関の名称	事務又は事務の大綱	(略)	(略)	KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	1 電気通信施設の整備に関すること。 2 災害時における通信サービスの提供に関すること。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。	(略)	(略)	<table><tr><th>機関の名称</th><th>事務又は事務の大綱</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 <u>楽天モバイル株式会社</u></td><td>1 電気通信施設の整備に関すること。 2 災害時における通信サービスの提供に関すること。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	機関の名称	事務又は事務の大綱	(略)	(略)	KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 <u>楽天モバイル株式会社</u>	1 電気通信施設の整備に関すること。 2 災害時における通信サービスの提供に関すること。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。	(略)	(略)	追加										
機関の名称	事務又は事務の大綱																													
(略)	(略)																													
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	1 電気通信施設の整備に関すること。 2 災害時における通信サービスの提供に関すること。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。																													
(略)	(略)																													
機関の名称	事務又は事務の大綱																													
(略)	(略)																													
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 <u>楽天モバイル株式会社</u>	1 電気通信施設の整備に関すること。 2 災害時における通信サービスの提供に関すること。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。																													
(略)	(略)																													
14	<u>第7節</u> <u>本市の概況</u>	第4 人口特性 本市の人口は、令和 <u>5</u> 年4月30日現在、 <u>492,836</u> 人である。 <table><tr><th rowspan="2">年次</th><th rowspan="2">世帯数（世帯）</th><th colspan="2">人口（人）</th></tr><tr><th>総数</th><th>男</th><th>女</th></tr><tr><td>令和5年</td><td>255,503</td><td>492,836</td><td>249,031</td><td>243,805</td></tr></table> 住民基本台帳人口(令和5年4月30日)		年次	世帯数（世帯）	人口（人）		総数	男	女	令和5年	255,503	492,836	249,031	243,805	第4 人口特性 本市の人口は、令和 <u>6</u> 年4月30日現在、 <u>494,871</u> 人である。 <u>人口特性</u> <table><tr><th rowspan="2">年次</th><th rowspan="2">世帯数（世帯）</th><th colspan="2">人口（人）</th></tr><tr><th>総数</th><th>男</th><th>女</th></tr><tr><td>令和6年</td><td>259,370</td><td>494,871</td><td>250,059</td><td>244,812</td></tr></table> 住民基本台帳人口(令和6年4月30日)		年次	世帯数（世帯）	人口（人）		総数	男	女	令和6年	259,370	494,871	250,059	244,812	変更
年次	世帯数（世帯）	人口（人）																												
		総数	男	女																										
令和5年	255,503	492,836	249,031	243,805																										
年次	世帯数（世帯）	人口（人）																												
		総数	男	女																										
令和6年	259,370	494,871	250,059	244,812																										
16	<u>第8節</u> <u>計画の前提条件</u>	第8節 計画の前提条件 本計画では、 <u>平成24</u> 年度に本市が実施した地震被害想定を検証結果と平成23年度に千葉県が実施した津波シミュレーション結果を前提条件とする。		第8節 計画の前提条件 本計画では、 <u>令和5</u> 年度に本市が実施した地震被害想定を検証結果と平成23年度に千葉県が実施した津波シミュレーション結果を前提条件とする。		変更																								
16	同上	第1 地震災害の履歴 市川市史（昭和46～50年）及び千葉県東葛飾郡誌（大正12年）に見られる地震災害に関する主な記述は以下のとおりである。		第1 地震災害の履歴 市川市史（昭和46～50年）及び千葉県東葛飾郡誌（大正12年）に見られる地震災害に関する主な記述は以下のとおりである。		追加																								

ページ	項目	現行計画	修正素案	差分																																
		<table><tr><th>発生年月日</th><th>災害名</th><th>被災概要</th><th>出典</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>1923 年 (大正 12 年) 9 月 1 日</td><td>関東大震災</td><td>本市では、操業を始めたばかりの上毛モスリン中山工場で、レンガ造りの建物が倒れ、外へ逃げようとした女工 11 名が下敷きとなって死亡したほか、中山村で男子 3 名、行徳町で女子 1 名計 15 名の死者を出し、行徳町で家屋の全壊 3、南行徳村で全壊 2、半壊 7 の被害が報告されている。</td><td>市史</td></tr><tr><td>2011 年 (平成 23 年) 3 月 11 日</td><td>東北地方 太平洋沖地震</td><td>(略)</td><td></td></tr></table>	発生年月日	災害名	被災概要	出典	(略)	(略)	(略)		1923 年 (大正 12 年) 9 月 1 日	関東大震災	本市では、操業を始めたばかりの上毛モスリン中山工場で、レンガ造りの建物が倒れ、外へ逃げようとした女工 11 名が下敷きとなって死亡したほか、中山村で男子 3 名、行徳町で女子 1 名計 15 名の死者を出し、行徳町で家屋の全壊 3、南行徳村で全壊 2、半壊 7 の被害が報告されている。	市史	2011 年 (平成 23 年) 3 月 11 日	東北地方 太平洋沖地震	(略)		地震災害の履歴 <table><tr><th>発生年月日</th><th>災害名</th><th>被災概要</th><th>出典</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>1923 年 (大正 12 年) 9 月 1 日</td><td><u>大正関東地震</u> <u>(関 東 大 震 災)</u></td><td>本市<u>域</u>では、操業を始めたばかりの上毛モスリン中山工場で、レンガ造りの建物が倒れ、外へ逃げようとした女工 11 名が下敷きとなって死亡したほか、中山村で男子 3 名、行徳町で女子 1 名計 15 名の死者を出し、行徳町で家屋の全壊 3、南行徳村で全壊 2、半壊 7 の被害が報告されている。</td><td>市史</td></tr><tr><td>2011 年 (平成 23 年) 3 月 11 日</td><td>東北地方太平洋沖地震 <u>(東日本大震災)</u></td><td>(略)</td><td></td></tr></table>	発生年月日	災害名	被災概要	出典	(略)	(略)	(略)		1923 年 (大正 12 年) 9 月 1 日	<u>大正関東地震</u> <u>(関 東 大 震 災)</u>	本市 <u>域</u> では、操業を始めたばかりの上毛モスリン中山工場で、レンガ造りの建物が倒れ、外へ逃げようとした女工 11 名が下敷きとなって死亡したほか、中山村で男子 3 名、行徳町で女子 1 名計 15 名の死者を出し、行徳町で家屋の全壊 3、南行徳村で全壊 2、半壊 7 の被害が報告されている。	市史	2011 年 (平成 23 年) 3 月 11 日	東北地方太平洋沖地震 <u>(東日本大震災)</u>	(略)		
発生年月日	災害名	被災概要	出典																																	
(略)	(略)	(略)																																		
1923 年 (大正 12 年) 9 月 1 日	関東大震災	本市では、操業を始めたばかりの上毛モスリン中山工場で、レンガ造りの建物が倒れ、外へ逃げようとした女工 11 名が下敷きとなって死亡したほか、中山村で男子 3 名、行徳町で女子 1 名計 15 名の死者を出し、行徳町で家屋の全壊 3、南行徳村で全壊 2、半壊 7 の被害が報告されている。	市史																																	
2011 年 (平成 23 年) 3 月 11 日	東北地方 太平洋沖地震	(略)																																		
発生年月日	災害名	被災概要	出典																																	
(略)	(略)	(略)																																		
1923 年 (大正 12 年) 9 月 1 日	<u>大正関東地震</u> <u>(関 東 大 震 災)</u>	本市 <u>域</u> では、操業を始めたばかりの上毛モスリン中山工場で、レンガ造りの建物が倒れ、外へ逃げようとした女工 11 名が下敷きとなって死亡したほか、中山村で男子 3 名、行徳町で女子 1 名計 15 名の死者を出し、行徳町で家屋の全壊 3、南行徳村で全壊 2、半壊 7 の被害が報告されている。	市史																																	
2011 年 (平成 23 年) 3 月 11 日	東北地方太平洋沖地震 <u>(東日本大震災)</u>	(略)																																		
17	同上	1 想定地震 本市において最も被害が大きいと想定されている東京湾<u>北部地域</u>を震源域とする東京湾<u>北部</u>地震（マグニチュード7.3、<u>震源深さ20km程度</u>）を本計画の想定地震とする。	1 想定地震 本市において最も被害が大きいと想定されている東京湾<u>直下（本市の真南）のフィリピン海プレート内</u>を震源域とする東京湾<u>直下</u>地震（マグニチュード7.3、<u>断層平均深さ約48km</u>）を本計画の想定地震とする。	変更																																
17	同上	2 想定地震による震度 <u>平成24年度に地震被害想定を検証を行ったところ</u>、本市で震度6弱、6強の地震が<u>発生し</u>、特に行徳地域や<u>北部の谷筋</u>では<u>北部の台地と比べ</u>震度が高くなっている。	2 想定地震による震度 本市<u>全域</u>で震度6弱、6強の地震に<u>見舞われ</u>、特に<u>市中部</u>や行徳地域の<u>東部</u>では震度が高くなっている。  震度階級  計測震度 震度分布図	変更																																
17	同上	3 液状化被害 液状化の危険度分布は、本市を形成している元々の地盤による影響が大きく、<u>中央部から北西部及び北東部に延びている谷筋の部分や、総武線沿線から南にかけて</u>その危険度が高くなっている。	3 液状化被害 液状化の危険度分布は、本市を形成している元々の地盤による影響が大きく、<u>北部のローム台地を除いたエリアで</u>その危険度が高くなっている。	変更																																

ページ	項目	現行計画	修正素案	差分
17	同上		4 急傾斜地崩壊被害 土砂災害警戒区域等が市北部に位置しており、そのうち、約 4 分の 1 の警戒区域等が、地震時に崩壊危険度が高い区域となっている。  液状化危険度 急傾斜地崩壊危険度	追加
18	同上	4 建物被害 被害分布は、<u>建物が密集している旧行徳街道</u>等で、その危険度が高くなっている。	5 建物被害 被害分布は、<u>震度の大きい市中部</u>等で、その危険度が高くなっている。<u>市全体では5,000棟を超える全壊（倒壊含む）被害が想定されている。</u>  揺れによる全壊棟数 液状化による全壊棟数 急傾斜地崩壊による全壊棟数	変更
19	同上	5 人的被害 建物被害の多いと考えられる<u>旧行徳街道</u>等において多くの被害が予想される。	6 人的被害 建物被害の多いと考えられる<u>市中部</u>等において多くの被害が予想される。<u>市全体では冬18時強風時の発災で約450人の死者、約390人の重傷者、約1,400人の軽傷者が想定されている。</u>	変更

ページ	項目	現行計画	修正素案	差分
				
20	同上	6 火災による被害 本市全域で約<u>15</u>件の出火が想定され、<u>東京地下鉄東西線沿線や大柏川・国分川付近の地域等の</u>建物被害の危険度が高い密集市街地での出火危険が高くなっている。 建物延焼危険度は、風向：北北西（本市における年間風向で最も多いもの）、風速：6 m（本市における年間の平均風速 3 m の倍の風速）を想定しシミュレーションを行っており、焼失棟数については、<u>全く</u>消火活動<u>が行われず</u>自然鎮火するまでに焼失する棟数である。	7 火災による被害 本市全域で約<u>77</u>件の出火が想定され、<u>木造</u>建物被害の危険度が高い密集市街地での出火危険が高くなっている。 建物延焼危険度は、風向：北北西（本市における年間風向で最も多いもの）、風速：6 m（<u>強風時として</u>、本市における年間の平均風速 3 m の倍の風速）を想定しシミュレーションを行っており、焼失棟数については、<u>初期消火と公設消防等による消火活動によって消火されずに残った火災（残出火）が延焼拡大し</u>、自然鎮火するまでに焼失する棟数である。<u>強風時には10,000棟を超える焼失が想定されている。</u>  クラスター※別焼失確率 （※最終的に連担して燃え尽きる建物群） 焼失棟数	変更
20	同上	7 ライフライン被害 <u>電柱・水道管・都市ガスの配線網及び配管網の被害分布は、いずれも東京地下鉄東西線沿線や北部の国分川や大柏川沿いの谷底低地で大きな被害が想定される。これは液状化発生の危険性がある地域と概ね一致している。</u>	8 ライフライン被害 <u>停電、通信被害については1週間以内、断水、都市ガスの供給停止については1ヶ月以内、下水道の機能支障については1ヶ月程度での復旧が想定された。</u> <u>LPガスの被害は利用世帯のうち、2割弱の世帯に支障があると想定された。</u>	変更

ページ	項目	現行計画	修正素案	差分
20	同上		9 道路・鉄道被害 <u>緊急輸送道路及び緊急活動道路区間において、17箇所の被害が想定された。</u> <u>鉄道については、市内の路線全体のうち約 6 割が震度 6 弱以上の揺れに見舞われることから、過去の地震同様に復旧に 1 ヶ月以上を要する。</u>	追加
20	同上		10 避難者・帰宅困難者の想定 <u>発災直後は主に建物被害に伴う避難者が発生するが、発災から1週間後には建物被害のほかにも、断水、停電、下水道の機能支障等による避難者が増加し、最多となる98,000人を超える避難者が想定される。そのうち約49,000人は避難所に避難することが想定された。</u> <u>市内から市外への通勤・通学者のうち、約 55,000 人が市外で帰宅困難となることが想定された。また、市外から市内への訪問者のうち、約 25,000 人が市内に滞留する帰宅困難者となることが想定された。</u>	追加
21	同上		11 物資需要 <u>避難者数や断水人口などをもとに、アルファ米や粉ミルクなどの食料、飲料水、毛布等の生活必需品について、3 日間で膨大な物資が必要となることが想定された。</u>	追加
21	同上		12 医療機能支障 <u>市内で対応が難しくなる入院患者数は 500 人を超え、日常の治療を受けることができなくなる患者も 3,000 人を超えると想定された。</u>	追加
21	同上		13 災害廃棄物の想定 <u>建物の解体に伴い発生する災害廃棄物のほか、家屋内から出される片付けごみなども含み、約 170 万トンの災害廃棄物量の発生が想定された。ごみの内訳としては、コンクリートが最も多くなると想定された。</u>	追加
21	同上		14 直接経済被害 <u>建物被害やライフライン被害、土木施設の被害や災害廃棄物処理など、直接経済被害は約 9,500 億円にのぼると想定された。</u>	追加
21	同上	震度分布  液状化危険度  建物被害危険度 		削除

ページ	項目	現行計画	修正素案	差分																																																																	
26	<u>第2章</u> <u>震災予防計画</u> <u>計画の主旨</u>	第3 計画の体系 震災予防計画の体系をP 26 の図に示す。 また、防災訓練やワークショップを通じて達成レベルの確認や重点推進・見直し課題を抽出し、課題を本計画にフィードバックすることにより運用を図っていく。	第3 計画の体系 震災予防計画の体系をP 28 の図に示す。 また、防災訓練やワークショップを通じて達成レベルの確認や重点推進・見直し課題を抽出し、課題を本計画にフィードバックすることにより運用を図っていく。	変更																																																																	
27	同上	震災予防における各 <u>対応本部</u> の主な基本業務 <table><tr><th colspan="2"><u>本部</u></th><th>主な基本業務</th></tr><tr><td colspan="2"><u>災害対応事務局</u></td><td>・震災対策の立案・推進 ・情報連絡・活動体制の整備 ・防災意識の啓発、防災知識の普及</td></tr><tr><td rowspan="5"><u>本部長直轄班</u></td><td><u>広報班</u></td><td>・防災知識の普及</td></tr><tr><td><u>業務継続班</u></td><td>・業務継続関係 ・情報システムの維持・強化 ・ボランティアとの協力体制の整備</td></tr><tr><td><u>予算・調査班</u></td><td>・防災関連業務に関する予算措置の検討 ・本市所有建物の安全対策 ・水・食糧・物資供給体制の整備</td></tr><tr><td><u>渉外班</u></td><td>・議員への連絡方法の確立</td></tr><tr><td><u>学校教育班</u></td><td>・教育施設の安全対策 ・学校における水・食糧・物資の備蓄管理 ・各施設にける避難者受入体制の整備 ・学校における防災対策・防災教育の推進</td></tr><tr><td colspan="2"><u>被災生活支援本部</u></td><td>・職員の研修 ・活動体制の整備 ・女性への配慮の検討 ・地域における防災体制・避難所開設・運営支援体制の整備促進 ・事業所における防災対策の促進 ・保育園における防災対策の推進 ・子どもへの配慮の検討 ・ペット対策の推進 ・高齢者、要介護者等への支援対策の推進 ・帰宅困難者対策の推進 ・外国人（訪日外国人も含む。）への支援対策の推進</td></tr><tr><td colspan="2"><u>被災市街地対応本部</u></td><td>・災害廃棄物処理体制の整備 ・防災まちづくりの推進 ・応急危険度判定・被災宅地危険度判定への対応体制の整備 ・道路施設の安全対策 ・代替交通手段の立案・確保</td></tr></table>	<u>本部</u>		主な基本業務	<u>災害対応事務局</u>		・震災対策の立案・推進 ・情報連絡・活動体制の整備 ・防災意識の啓発、防災知識の普及	<u>本部長直轄班</u>	<u>広報班</u>	・防災知識の普及	<u>業務継続班</u>	・業務継続関係 ・情報システムの維持・強化 ・ボランティアとの協力体制の整備	<u>予算・調査班</u>	・防災関連業務に関する予算措置の検討 ・本市所有建物の安全対策 ・水・食糧・物資供給体制の整備	<u>渉外班</u>	・議員への連絡方法の確立	<u>学校教育班</u>	・教育施設の安全対策 ・学校における水・食糧・物資の備蓄管理 ・各施設にける避難者受入体制の整備 ・学校における防災対策・防災教育の推進	<u>被災生活支援本部</u>		・職員の研修 ・活動体制の整備 ・女性への配慮の検討 ・地域における防災体制・避難所開設・運営支援体制の整備促進 ・事業所における防災対策の促進 ・保育園における防災対策の推進 ・子どもへの配慮の検討 ・ペット対策の推進 ・高齢者、要介護者等への支援対策の推進 ・帰宅困難者対策の推進 ・外国人（訪日外国人も含む。）への支援対策の推進	<u>被災市街地対応本部</u>		・災害廃棄物処理体制の整備 ・防災まちづくりの推進 ・応急危険度判定・被災宅地危険度判定への対応体制の整備 ・道路施設の安全対策 ・代替交通手段の立案・確保	震災予防における <u>各部局</u> の主な基本業務 <table><tr><th><u>部局</u></th><th>主な基本業務</th></tr><tr><td><u>市長公室</u></td><td>・防災知識の普及</td></tr><tr><td><u>危機管理室</u></td><td>・震災対策の立案・推進 ・情報連絡・活動体制の整備 ・防災意識の啓発、防災知識の普及</td></tr><tr><td><u>総務部</u></td><td>・職員の研修 ・活動体制の整備 ・女性への配慮の検討</td></tr><tr><td><u>企画部</u></td><td>・業務継続関係</td></tr><tr><td><u>財政部</u></td><td>・防災関連業務に関する予算措置の検討</td></tr><tr><td><u>管財部</u></td><td>・本市所有建物の安全対策 ・水・食糧・物資供給体制の整備</td></tr><tr><td><u>情報管理部</u></td><td>・情報システムの維持・強化</td></tr><tr><td><u>スポーツ部</u></td><td>・<u>各施設における安全対策及び避難者受入体制の整備</u></td></tr><tr><td><u>文化国際部</u></td><td>・外国人（訪日外国人も含む）への支援対策の推進</td></tr><tr><td><u>市民部</u></td><td>・ボランティアとの協力体制の整備 ・地域における防災体制・避難所開設・運営支援体制の整備促進</td></tr><tr><td><u>経済観光部</u></td><td>・事業所における防災対策の促進 ・帰宅困難者対策の推進</td></tr><tr><td><u>こども部</u></td><td>・保育園、<u>幼稚園</u>における防災対策の推進 ・子どもへの配慮の検討</td></tr><tr><td><u>福祉部</u></td><td>・高齢者、要介護者等への支援対策の推進</td></tr><tr><td><u>保健部</u></td><td>・応急医療体制の整備</td></tr><tr><td><u>環境部</u></td><td>・災害廃棄物処理体制の整備 ・ペット対策の推進</td></tr><tr><td><u>街づくり部</u></td><td>・防災まちづくりの推進 ・応急危険度判定・被災宅地危険度判定への対応体制の整備</td></tr><tr><td><u>道路交通部</u></td><td>・道路施設の安全対策 ・代替交通手段の立案・確保</td></tr><tr><td><u>下水道部</u></td><td>・下水道施設の液状化対策</td></tr><tr><td><u>行徳支所</u></td><td>・漁港・海岸施設の安全対策</td></tr><tr><td><u>議会事務局</u></td><td>・議員への連絡方法の確立</td></tr></table>	<u>部局</u>	主な基本業務	<u>市長公室</u>	・防災知識の普及	<u>危機管理室</u>	・震災対策の立案・推進 ・情報連絡・活動体制の整備 ・防災意識の啓発、防災知識の普及	<u>総務部</u>	・職員の研修 ・活動体制の整備 ・女性への配慮の検討	<u>企画部</u>	・業務継続関係	<u>財政部</u>	・防災関連業務に関する予算措置の検討	<u>管財部</u>	・本市所有建物の安全対策 ・水・食糧・物資供給体制の整備	<u>情報管理部</u>	・情報システムの維持・強化	<u>スポーツ部</u>	・ <u>各施設における安全対策及び避難者受入体制の整備</u>	<u>文化国際部</u>	・外国人（訪日外国人も含む）への支援対策の推進	<u>市民部</u>	・ボランティアとの協力体制の整備 ・地域における防災体制・避難所開設・運営支援体制の整備促進	<u>経済観光部</u>	・事業所における防災対策の促進 ・帰宅困難者対策の推進	<u>こども部</u>	・保育園、 <u>幼稚園</u> における防災対策の推進 ・子どもへの配慮の検討	<u>福祉部</u>	・高齢者、要介護者等への支援対策の推進	<u>保健部</u>	・応急医療体制の整備	<u>環境部</u>	・災害廃棄物処理体制の整備 ・ペット対策の推進	<u>街づくり部</u>	・防災まちづくりの推進 ・応急危険度判定・被災宅地危険度判定への対応体制の整備	<u>道路交通部</u>	・道路施設の安全対策 ・代替交通手段の立案・確保	<u>下水道部</u>	・下水道施設の液状化対策	<u>行徳支所</u>	・漁港・海岸施設の安全対策	<u>議会事務局</u>	・議員への連絡方法の確立	変更
<u>本部</u>		主な基本業務																																																																			
<u>災害対応事務局</u>		・震災対策の立案・推進 ・情報連絡・活動体制の整備 ・防災意識の啓発、防災知識の普及																																																																			
<u>本部長直轄班</u>	<u>広報班</u>	・防災知識の普及																																																																			
	<u>業務継続班</u>	・業務継続関係 ・情報システムの維持・強化 ・ボランティアとの協力体制の整備																																																																			
	<u>予算・調査班</u>	・防災関連業務に関する予算措置の検討 ・本市所有建物の安全対策 ・水・食糧・物資供給体制の整備																																																																			
	<u>渉外班</u>	・議員への連絡方法の確立																																																																			
	<u>学校教育班</u>	・教育施設の安全対策 ・学校における水・食糧・物資の備蓄管理 ・各施設にける避難者受入体制の整備 ・学校における防災対策・防災教育の推進																																																																			
<u>被災生活支援本部</u>		・職員の研修 ・活動体制の整備 ・女性への配慮の検討 ・地域における防災体制・避難所開設・運営支援体制の整備促進 ・事業所における防災対策の促進 ・保育園における防災対策の推進 ・子どもへの配慮の検討 ・ペット対策の推進 ・高齢者、要介護者等への支援対策の推進 ・帰宅困難者対策の推進 ・外国人（訪日外国人も含む。）への支援対策の推進																																																																			
<u>被災市街地対応本部</u>		・災害廃棄物処理体制の整備 ・防災まちづくりの推進 ・応急危険度判定・被災宅地危険度判定への対応体制の整備 ・道路施設の安全対策 ・代替交通手段の立案・確保																																																																			
<u>部局</u>	主な基本業務																																																																				
<u>市長公室</u>	・防災知識の普及																																																																				
<u>危機管理室</u>	・震災対策の立案・推進 ・情報連絡・活動体制の整備 ・防災意識の啓発、防災知識の普及																																																																				
<u>総務部</u>	・職員の研修 ・活動体制の整備 ・女性への配慮の検討																																																																				
<u>企画部</u>	・業務継続関係																																																																				
<u>財政部</u>	・防災関連業務に関する予算措置の検討																																																																				
<u>管財部</u>	・本市所有建物の安全対策 ・水・食糧・物資供給体制の整備																																																																				
<u>情報管理部</u>	・情報システムの維持・強化																																																																				
<u>スポーツ部</u>	・ <u>各施設における安全対策及び避難者受入体制の整備</u>																																																																				
<u>文化国際部</u>	・外国人（訪日外国人も含む）への支援対策の推進																																																																				
<u>市民部</u>	・ボランティアとの協力体制の整備 ・地域における防災体制・避難所開設・運営支援体制の整備促進																																																																				
<u>経済観光部</u>	・事業所における防災対策の促進 ・帰宅困難者対策の推進																																																																				
<u>こども部</u>	・保育園、 <u>幼稚園</u> における防災対策の推進 ・子どもへの配慮の検討																																																																				
<u>福祉部</u>	・高齢者、要介護者等への支援対策の推進																																																																				
<u>保健部</u>	・応急医療体制の整備																																																																				
<u>環境部</u>	・災害廃棄物処理体制の整備 ・ペット対策の推進																																																																				
<u>街づくり部</u>	・防災まちづくりの推進 ・応急危険度判定・被災宅地危険度判定への対応体制の整備																																																																				
<u>道路交通部</u>	・道路施設の安全対策 ・代替交通手段の立案・確保																																																																				
<u>下水道部</u>	・下水道施設の液状化対策																																																																				
<u>行徳支所</u>	・漁港・海岸施設の安全対策																																																																				
<u>議会事務局</u>	・議員への連絡方法の確立																																																																				

ページ	項目	現行計画	修正素案	差分														
		<table><tr><td></td><td>・下水道施設の液状化対策</td></tr><tr><td>医療本部</td><td>・応急医療体制の整備</td></tr><tr><td>行徳本部</td><td>・漁港・海岸施設の安全対策</td></tr><tr><td>消防本部</td><td>・地震火災の防止対策、防災知識の普及、消火・救助・救急体制の整備</td></tr></table>		・下水道施設の液状化対策	医療本部	・応急医療体制の整備	行徳本部	・漁港・海岸施設の安全対策	消防本部	・地震火災の防止対策、防災知識の普及、消火・救助・救急体制の整備	<table><tr><td>生涯学習部</td><td>・教育施設の安全対策</td></tr><tr><td>学校教育部</td><td>・学校における水・食糧・物資の備蓄管理 ・各施設にける避難者受入体制の整備</td></tr><tr><td>消防局</td><td>・学校における防災対策・防災教育の推進 ・地震火災の防止対策、防災知識の普及、消火・救助・救急体制の整備</td></tr></table>	生涯学習部	・教育施設の安全対策	学校教育部	・学校における水・食糧・物資の備蓄管理 ・各施設にける避難者受入体制の整備	消防局	・学校における防災対策・防災教育の推進 ・地震火災の防止対策、防災知識の普及、消火・救助・救急体制の整備	
	・下水道施設の液状化対策																	
医療本部	・応急医療体制の整備																	
行徳本部	・漁港・海岸施設の安全対策																	
消防本部	・地震火災の防止対策、防災知識の普及、消火・救助・救急体制の整備																	
生涯学習部	・教育施設の安全対策																	
学校教育部	・学校における水・食糧・物資の備蓄管理 ・各施設にける避難者受入体制の整備																	
消防局	・学校における防災対策・防災教育の推進 ・地震火災の防止対策、防災知識の普及、消火・救助・救急体制の整備																	
27		震災予防対策の体系	震災予防対策の体系	変更														
29	<u>第1節</u> <u>災害に強い</u> <u>都市構造</u> <u>の構築</u>	1 崖、擁壁等の崩壊防止（被災市街地対応本部） 市内14箇所の崖地が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、千葉県により急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けており、それぞれ崩壊防止に向けた整備を進めている。 また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、令和5年4月1日現在、市内の55箇所が千葉県により土砂災害警戒区域（特別警戒区域）に指定されている。 （略）	1 崖、擁壁等の崩壊防止（街づくり部） 市内14箇所の崖地が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、千葉県により急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けており、それぞれ崩壊防止に向けた整備を進めている。 また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、令和5年11月14日現在、市内の75箇所が千葉県により土砂災害警戒区域（<u>うち、土砂災害特別警戒区域63箇所</u>）に指定されている。 （略）	変更														
29	同上	(2) 液状化現象に関する知識及び減災マップの周知徹底（災害対応事務局等） 市内各地域の液状化しやすいさの調査や被害想定を減災マップや本市公式Webサイト等で公表し、市民・事業者等への広報と周知徹底を図る。	(2) 液状化現象に関する知識及び減災マップの周知徹底（危機管理室等） 市内各地域の液状化しやすいさの調査や被害想定を減災マップや本市公式Webサイト等で公表し、市民・事業者等への広報と周知徹底を図る。 <u>また、主に木造住宅など小規模建物の建築主や設計者等を対象に、液状化の基礎知識や本市における液状化リスク、液状化対策の検討手順、液状化対策工法等を、分かりやすく解説した手引きやリーフレットを作成する。</u>	追加														
29	同上	(3) 住宅の液状化対策の広報・周知（被災市街地対応本部） 液状化現象が発生しやすい地域において新たに住宅を建築する際には、<u>液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良等の液状化対策工法を選定して行うよう広報、啓発する。</u> （略）	(3) 住宅の液状化対策の広報・周知（街づくり部） 液状化現象が発生しやすい地域において新たに住宅を建築する際には、<u>建築確認申請や開発協議等の機会を捉え、手引きやリーフレットなどを用いて液状化リスクの周知や液状化対策の検討促進を図る。</u> （略）	変更														

ページ	項目	現行計画	修正素案	差分
29	同上		<u>(4) 建築物の液状化対策講習（危機管理室、街づくり部）</u> <u>液状化対策について、専門家の育成や技術者の知識・技術の向上を図るため、建築技術者等を対象とした、講習会の開催を検討する。</u>	追加
29	同上	<u>(4) 飲料水や仮設トイレの備蓄（災害対応事務局、被災市街地対応本部）</u> ライフラインの途絶に備え、飲料水や <u>仮設</u> トイレの備蓄を進めていくよう検討する。特に <u>仮設</u> トイレについては、マンホールトイレの整備や外部調達等の状況に応じて複合的に整備を図るとともに、整備にあたっては <u>女</u> 性の視点を反映し、安心快適な仮設トイレの整備を図る。	<u>(5) 飲料水や災害用トイレの備蓄（危機管理室、街づくり部、環境部、下水道部、生涯学習部）</u> ライフラインの途絶に備え、飲料水や <u>災害用</u> トイレの備蓄を進めていくよう検討する。特に <u>災害用</u> トイレについては、マンホールトイレの整備や外部調達等の状況に応じて複合的に整備を図るとともに、整備にあたっては <u>多様</u> 性の視点を反映し、安心快適な仮設トイレの整備を図る。	変更
30	同上	<u>(5) 速やかな応急復旧体制の整備（被災市街地対応本部、行徳本部等）</u>	<u>(6) 速やかな応急復旧体制の整備（道路交通部、下水道部、行徳支所等）</u>	変更
31	同上	<u>(1) 市有建築物の安全化（予算・調査班、被災生活支援本部、各施設管理者等）</u>	<u>(1) 市有建築物の安全化（施設管理者）</u>	削除
31	同上	<u>(2) 民間建築物の安全化（被災市街地対応本部）</u> 「市川市耐震改修促進計画」に基づき、耐震化を促進させる施策を推進し、令和7年度までに、耐震性が不十分な住宅及び耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することを目指す。 また、緊急輸送道路等を閉塞するおそれのある住宅・建築物について、耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、施策を推進する。	<u>(2) 民間建築物の安全化（街づくり部）</u> 「市川市耐震改修促進計画」に基づき、耐震化を促進させる施策を推進し、令和7年度までに、耐震性が不十分な住宅及び耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することを目指す。 <u>特に、耐震診断・改修に対する補助制度の継続・拡充の検討や、相談会の開催等による耐震化の啓発に係る取組みを着実に実施する。</u> また、緊急輸送道路等を閉塞するおそれのある住宅・建築物について、耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、施策を推進する <u>とともに、部分的に一つの部屋の安全性を確保する耐震シェルターの設置などに対する補助も行う。</u>	変更
31	同上		<u>(3) エレベーターの地震対策の推進（危機管理室、街づくり部、施設管理者）</u> <u>市有施設に対し、エレベーター閉じ込め防止装置の設置に努めるとともに、民間建築物に設置されているエレベーターについても改修等の機会を捉え、閉じ込め防止装置の設置を誘導する。</u> <u>県と協力し、一般社団法人日本エレベーター協会と連携して、エレベーター保守管理会社の連絡体制の強化に努め、エレベーターの閉じ込めの有無をエレベーター保守管理会社がただちに把握できるよう、遠隔監視装置の普及を図る。</u> <u>また、市有施設のエレベーター内に簡易トイレや非常用飲料水等を備蓄した防災キャビネットなどの設置を推進するほか、民間施設についても設備設置の促進を行う。</u>	追加
31	同上	<u>(1) ブロック塀等の倒壊防止（被災市街地対応本部）</u>	<u>(1) ブロック塀等の倒壊防止（街づくり部）</u>	変更
31	同上	<u>(2) 落下物の防止（被災市街地対応本部）</u>	<u>(2) 落下物の防止（街づくり部、道路交通部）</u>	変更
31	同上	<u>3 地震火災の防止（消防本部、消防団）</u>	<u>3 地震火災の防止（消防局、消防団）</u>	変更
31	同上	<u>(1) 出火防止</u> <u>住宅用火災警報器の設置推進や停電時における通電火災防止対策の推進（感震ブレーカー等の普及）等の対策を図る。</u>	<u>(1) 出火防止</u> <u>地震に伴い発生する火災を防止するため、以下の出火防止対策を推進する。</u> <u>ア 火災が発生した場合、早期に発見し拡大防止を図るため、住宅用火災警報器を設置する。</u> <u>イ ストーブ等の暖房機器の周辺は整理整頓し、可燃物を近くに置かないよう指導する。</u> <u>ウ 通電火災を防止するため、感震ブレーカーの普及を図る。</u>	変更

ページ	項目	現行計画	修正素案	差分
31	同上	(2) 初期消火 火災に対して多くの市民等が対応できるよう、家庭等への消火器の設置を啓発する。 また、自治町会、地域（自主）防災組織等、各種団体を通じて、一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取り扱い方について指導等の対策を進める。	(2) 初期消火 火災に対して多くの市民等が対応できるよう、 <u>各家庭への住宅用消火器の設置や防災製品の使用について普及啓発を図り、各種イベントを通じ消火器の取り扱いや火気器具の適正使用について指導する。</u> <u>また、排水栓やスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を推進し、初期消火体制の強化を図る。</u>	変更
32	同上	(3) 火災防止制度の推進 火災に対し、施設管理者が適切な対応を図れるよう <u>危険物施設等の保安監督指導や予防立入検査の強化指導等の対策を進める。</u>	(3) 火災防止制度の推進 火災に対し、施設管理者が適切な対応を図れるよう、 <u>消防訓練や予防査察による指導を通じて防火・防災管理制度を推進する。</u>	変更
32	同上	(4) 延焼拡大の防止 本市では延焼火災の危険性が高いため、 <u>常備消防の強化に加え、消防団の強化を図るとともに、消防団に関する住民意識の高揚や女性消防団の積極的確保等を進める。</u>	(4) 延焼拡大の防止 本市では延焼火災の危険性が高いため、 <u>常備消防と消防団は協力して、効果的な消火活動を行う。また、装備資器材等を含めた防災機能の充実強化を図る。</u>	
32	同上	4 危険物施設等の安全化（<u>消防本部</u>、危険物取扱事業者）	4 危険物施設等の安全化（<u>消防局</u>、危険物取扱事業者）	変更
32	同上	(1) 危険物施設等の保安監督の指導（<u>消防本部</u>）	(1) 危険物施設等の保安監督の指導（<u>消防局</u>）	変更
32	同上	5 地籍調査の推進（<u>被災市街地対応本部</u>） 災害による土地形状の変化が <u>起こった</u> 際の円滑な復旧に資するため、地籍調査を推進する。	5 地籍調査の推進（<u>道路交通部</u>） 災害による土地形状の変化が <u>発生した</u> 際の円滑な復旧に資するため、地籍調査を推進する。	変更
33	同上	(1) 道路施設（<u>被災市街地対応本部</u>、首都高速道路株式会社） ア 一般道路の安全化 地震による路面のさく裂や陥没等を防ぐために、道路の舗装改修の実施計画の策定及びその実施や防災上重要な路線の拡幅、 <u>無電柱化</u> 等の対策を図る。 <u>イ</u> 橋りょうの安全化 （略） <u>ウ</u> 高速道路の安全化 （略）	(1) 道路施設（<u>道路交通部</u>、首都高速道路株式会社） ア 一般道路の安全化 地震による路面のさく裂や陥没等を防ぐために、道路の舗装改修の実施計画の策定及びその実施や防災上重要な路線の拡幅等の対策を図る。 <u>イ 無電柱化の推進</u> <u>市川市では、「防災・強靱化」、「交通安全」、「景観形成」といった国や県の無電柱化推進計画の基本方針を踏まえ、道路事業や再開発事業、大規模開発事業の機会に合わせて設定した無電柱化推進計画を策定し、無電柱化を推進している。</u> <u>ウ</u> 橋りょうの安全化 （略） <u>エ</u> 高速道路の安全化 （略）	変更
33	同上	(3) 港湾・漁港施設（千葉県、<u>災害対応事務局、行徳本部</u>）	(3) 港湾・漁港施設（千葉県、<u>危機管理室、行徳支所</u>）	変更
33	同上	(2) 下水道施設（<u>被災市街地対応本部</u>）	(2) 下水道施設（<u>下水道部</u>）	変更
33	同上	(4) ガス施設（京葉瓦斯株式会社）	(4) ガス施設（京葉瓦斯株式会社、<u>千葉県 LP ガス協会市川支部</u>）	追加
34	同上	1 避難場所及び避難路の選定・整備（<u>災害対応事務局、被災市街地対応本部</u>）	1 避難場所及び避難路の選定・整備（<u>危機管理室、道路交通部</u>）	変更

ページ	項目	現行計画	修正素案	差分																								
34	同上	2 延焼遮断帯の形成 <u>(被災市街地対応本部)</u>	2 延焼遮断帯の形成 <u>(街づくり部、道路交通部)</u>	変更																								
35	同上	(2) 緊急活動道路網の選定等 <u>(災害対応事務局、被災市街地対応本部)</u>	(2) 緊急活動道路網の選定等 <u>(道路交通部)</u>	変更																								
35	同上	(3) 輸送拠点の確保 <u>(災害対応事務局)</u> 効率的に物資等の輸送を行うため、緊急物資等の受入口として、大洲防災公園、広尾防災公園 <u>及び道の駅いちかわ</u> を輸送拠点に設定するとともに、市川地方卸売市場、民間施設の活用を検討する。	(3) 輸送拠点の確保 <u>(危機管理室)</u> 効率的に物資等の輸送を行うため、緊急物資等の受入口として、大洲防災公園、広尾防災公園を輸送拠点に設定するとともに、 <u>道の駅いちかわ</u> 、市川地方卸売市場 <u>及び</u> 民間施設の活用を検討する。	変更																								
35	同上	(4) 代替交通手段の確保 (千葉県、 <u>災害対応事務局、被災市街地対応本部、行徳本部</u>)	(4) 代替交通手段の確保 (千葉県、 <u>道路交通部、行徳支所</u>)	変更																								
35	同上	(5) 災害廃棄物処理拠点及びエネルギー創出拠点の整備の検討 <u>(災害対応事務局、被災市街地対応本部)</u>	(5) 災害廃棄物処理拠点及びエネルギー創出拠点の整備の検討 <u>(環境部)</u>	変更																								
35	同上	(1) 市街地再開発事業 <u>(被災市街地対応本部)</u>	(1) 市街地再開発事業 <u>(街づくり部)</u>	変更																								
35	同上	(2) 土地区画整理事業 <u>(被災市街地対応本部)</u>	(2) 土地区画整理事業 <u>(街づくり部)</u>	変更																								
35	同上	(3) 狭あい道路の拡幅等対策 <u>(被災市街地対応本部)</u>	(3) 狭あい道路の拡幅等対策 <u>(道路交通部、街づくり部)</u>	変更																								
35	同上	(4) その他の事業による整備 <u>(被災市街地対応本部)</u>	(4) その他の事業による整備 <u>(街づくり部)</u>	変更																								
35	同上	(5) 事前復興への取組み <u>(災害対応事務局、被災市街地対応本部)</u>	(5) 事前復興への取組み <u>(危機管理室、街づくり部)</u>	変更																								
36	同上	1 第 1 庁舎の安全安心拠点化 <u>(予算・調査班)</u>	1 第 1 庁舎の安全安心拠点化 <u>(管財部)</u>	変更																								
36	同上	2 現地災害対策本部等の整備 <u>(災害対応事務局、消防本部、各施設管理者)</u> 防災拠点施設等 <table><tr><th>防災拠点施設</th><th>機 能</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難場所</td><td>(略) 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 <u>119</u>箇所 ○津波 <u>119</u>箇所 ○江戸川氾濫 <u>102</u>箇所 ○真間川氾濫 <u>109</u>箇所 ○高潮 <u>99</u>箇所 ○土砂災害（崖崩れ） 88箇所</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難所</td><td>(略) 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 92箇所 ○津波 92箇所 ○江戸川氾濫 <u>89</u>箇所 ○真間川氾濫 <u>88</u>箇所 ○高潮 90箇所 ○土砂災害（崖崩れ） 74箇所</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	防災拠点施設	機 能	(略)	(略)	避難場所	(略) 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 <u>119</u> 箇所 ○津波 <u>119</u> 箇所 ○江戸川氾濫 <u>102</u> 箇所 ○真間川氾濫 <u>109</u> 箇所 ○高潮 <u>99</u> 箇所 ○土砂災害（崖崩れ） 88箇所	(略)	(略)	避難所	(略) 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 92箇所 ○津波 92箇所 ○江戸川氾濫 <u>89</u> 箇所 ○真間川氾濫 <u>88</u> 箇所 ○高潮 90箇所 ○土砂災害（崖崩れ） 74箇所	(略)	(略)	2 現地災害対策本部等の整備 <u>(危機管理室、施設管理者)</u> 防災拠点施設等 <table><tr><th>防災拠点施設</th><th>機 能</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難場所</td><td>(略) 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 <u>120</u>箇所 ○津波 <u>120</u>箇所 ○江戸川氾濫 <u>103</u>箇所 ○真間川氾濫 <u>110</u>箇所 ○高潮 <u>120</u>箇所 ○土砂災害（崖崩れ） 88箇所</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難所</td><td>(略) 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 92箇所 ○津波 92箇所 ○江戸川氾濫 <u>90</u>箇所 ○真間川氾濫 <u>89</u>箇所 ○高潮 90箇所 ○土砂災害（崖崩れ） 74箇所</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	防災拠点施設	機 能	(略)	(略)	避難場所	(略) 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 <u>120</u> 箇所 ○津波 <u>120</u> 箇所 ○江戸川氾濫 <u>103</u> 箇所 ○真間川氾濫 <u>110</u> 箇所 ○高潮 <u>120</u> 箇所 ○土砂災害（崖崩れ） 88箇所	(略)	(略)	避難所	(略) 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 92箇所 ○津波 92箇所 ○江戸川氾濫 <u>90</u> 箇所 ○真間川氾濫 <u>89</u> 箇所 ○高潮 90箇所 ○土砂災害（崖崩れ） 74箇所	(略)	(略)	変更
防災拠点施設	機 能																											
(略)	(略)																											
避難場所	(略) 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 <u>119</u> 箇所 ○津波 <u>119</u> 箇所 ○江戸川氾濫 <u>102</u> 箇所 ○真間川氾濫 <u>109</u> 箇所 ○高潮 <u>99</u> 箇所 ○土砂災害（崖崩れ） 88箇所																											
(略)	(略)																											
避難所	(略) 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 92箇所 ○津波 92箇所 ○江戸川氾濫 <u>89</u> 箇所 ○真間川氾濫 <u>88</u> 箇所 ○高潮 90箇所 ○土砂災害（崖崩れ） 74箇所																											
(略)	(略)																											
防災拠点施設	機 能																											
(略)	(略)																											
避難場所	(略) 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 <u>120</u> 箇所 ○津波 <u>120</u> 箇所 ○江戸川氾濫 <u>103</u> 箇所 ○真間川氾濫 <u>110</u> 箇所 ○高潮 <u>120</u> 箇所 ○土砂災害（崖崩れ） 88箇所																											
(略)	(略)																											
避難所	(略) 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 92箇所 ○津波 92箇所 ○江戸川氾濫 <u>90</u> 箇所 ○真間川氾濫 <u>89</u> 箇所 ○高潮 90箇所 ○土砂災害（崖崩れ） 74箇所																											
(略)	(略)																											
37	同上	3 防災拠点施設等の機能整備 <u>(災害対応事務局、被災市街地対応本部、各施設管理者)</u> 各防災拠点施設については、以下の機能の整備を図る。 (1) 施設の耐震性の強化 (2) 通信設備の整備 (3) 自家用発電機の整備（太陽光発電設備や蓄電池等の自立・分散型エネルギーの導入） (4) 各防災拠点施設に必要な資器材の確保	3 防災拠点施設等の機能整備 <u>(危機管理室、福祉部、環境部、施設管理者)</u> 各防災拠点施設については、以下の機能の整備を図る。 (1) 施設の耐震性・ <u>耐火性</u> の強化、 <u>非構造部材の耐震対策</u> (2) 通信設備の整備 (3) 自家用発電機の整備（太陽光発電設備や蓄電池等の自立・分散型エネルギーの導入） <u>ア 現在進めている小中学校への太陽光発電設備・蓄電池の設置を継続・拡充する。</u>	変更																								

ページ	項目	現行計画	修正素案	差分
		(5) 地区特性を考慮した特定防災拠点施設の機能強化 (6) 要配慮者対策（福祉避難所の確保、障がい者用機器等の備蓄等）	<u>イ 代替施設も含めた防災拠点施設への非常用電源や太陽光発電設備・蓄電池を導入し、数日間の稼働を確保する。</u> (4) 各防災拠点施設に必要な資器材の確保 (5) 地区特性を考慮した特定防災拠点施設の機能強化 (6) 要配慮者対策（福祉避難所の確保、障がい者用機器等の備蓄等） <u>(7) 避難所に指定した建物の機能強化（冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備、救護所の施設整備）</u>	
37	同上	4 震災時に利用可能な空地の把握と利用計画の検討（災害対応事務局、被災市街地対応本部）	4 震災時に利用可能な空地の把握と利用計画の検討（危機管理室、街づくり部、環境部、道路交通部、下水道部）	変更
37	同上		5 防災農地の確保（危機管理室） <u>円滑な復旧活動に役立てるため、災害時に仮設住宅建設用地・復旧用資材置場等として、活用可能な農地を予め登録する防災農地制度を推進する。</u>	追加
38	第2節 災害に強い 協力体制 の整備	1 本市職員等の本部一拠点体制の整備（災害対応事務局、各対応本部）	1 本市職員等の本部一拠点体制の整備（危機管理室、各部局室）	変更
38	同上	2 本部一拠点体制の関係施設等の整備（災害対応事務局、各対応本部）	2 本部一拠点体制の関係施設等の整備（危機管理室、各部局室）	変更
38	同上	3 職員の防災力強化（災害対応事務局、各対応本部）	3 職員の防災力強化（危機管理室、各部局室）	変更
39	同上	4 業務継続計画（BCP）の推進（災害対応事務局、業務継続班、各対応本部）	4 業務継続計画（BCP）の推進（危機管理室、各部局室）	変更
39	同上		5 危機管理を推進するための体制の整備（危機管理室、各部局室） <u>市は、「市川市危機管理の推進に関する規則」に基づき、以下の手順により、組織的に震災対応力の向上を図る。</u> <u>(1)危機管理統括者である危機管理監は、毎年度、重点的に実施すべき訓練項目を定めた訓練計画の作成、危機管理責任者に対する訓練計画実施のための個別の計画の作成を指示する。</u> <u>(2)危機管理責任者である部局室長は、危機管理監の指示に基づき、所管業務に関する個別の訓練計画を作成し、実施する。</u>	追加
39	同上		6 デジタル技術を活用した防災対策の推進（危機管理室、企画部、情報管理部） <u>市及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努める。</u>	追加
40	同上	1 関係機関との協力体制の整備（災害対応事務局、各対応本部）	1 関係機関との協力体制の整備（危機管理室、各部局室）	変更
40	同上	2 他自治体等との協力体制の整備（災害対応事務局、各対応本部）	2 他自治体等との協力体制の整備（危機管理室、各部局室）	変更

ページ	項目	現行計画				修正素案				差分
40	同上					(3) 応急対策職員派遣制度に基づく受援・応援体制の整備 <u>応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</u> <u>また、被災自治体への応援職員の派遣については、課題の抽出や職員の災害対応経験の蓄積など、本市の災害対応力向上にも資することから、一定の知見を有する職員の GADM（災害マネジメント総括支援員）等への登録を推進するとともに、要請があった場合は、積極的に派遣を検討する。</u>				変更
40	同上	(3) 受援計画の活用 「市川市災害時受援計画」を基に、災害の規模や被災地のニーズに応じて、救援部隊や他自治体等、関係機関からの応援を円滑に受け取ることができるよう、体制の整備に努める。				(4) 受援計画・応援計画の整備 「市川市災害時受援計画」を基に、災害の規模や被災地のニーズに応じて、救援部隊や他自治体等、関係機関からの応援を円滑に受け取ることができるよう、体制の整備に努める。 <u>また、応援を円滑に実施するため応援に関する計画の整備に努める</u>				追加
41	同上	3 市民・事業者との協力体制の整備 <u>(災害対応事務局、被災生活支援本部等)</u>				3 市民・事業者との協力体制の整備 <u>(危機管理室、各部局室)</u>				変更
41	同上	4 ボランティアとの協力体制の整備 <u>(業務継続班)</u>				4 NPO・ボランティアとの協力体制の整備 <u>(市民部)</u>				変更
41	同上	(1) 方針 震災時の対応活動に対し、ボランティアを受け入れていくための体制の整備を進める。				(1) 方針 震災時の対応活動に対し、 <u>NPO・ボランティア</u> を受け入れていくための体制の整備を進める。				追加
41	同上	(2) 市内ボランティア団体との連携 (略) 震災時には、これらボランティア団体による様々な活動の展開が想定されるため、社会福祉法人市川市社会福祉協議会を中心に市内の各種ボランティア団体等と震災時の活動を想定した連携体制の整備を図る。 (略)				(2) 市内ボランティア団体等との連携 (略) 震災時には、これらボランティア団体による様々な活動の展開が想定されるため、社会福祉法人市川市社会福祉協議会を中心に、 <u>災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた</u> 市内の各種ボランティア団体等と震災時の活動を想定した連携体制の整備を図る。 (略)				追加
42	同上	1 情報連絡・伝達体制の整備・強化 <u>(災害対応事務局、広報班、業務継続班)</u>				1 情報連絡・伝達体制の整備・強化 <u>(危機管理室、市長公室、情報管理部、消防局)</u>				変更
42	同上	通信機器を使用した訓練の実施	被害情報収集の多ルート化	市民等への情報伝達手段の確保	情報管理体制の整備	通信機器を使用した訓練の実施	被害情報収集の多ルート化	市民等への情報伝達手段の確保	情報管理体制の整備	変更
		・通信に関するマニュアルの作成等 ・定期的な通信訓練の実施	・ <u>高所カメラシステムの整備</u> ・ <u>災害時職員ポータルサイトの有効活用検討等</u>	・放送機関への放送要請の体制整備 ・SNSを活用した情報発信体制の整備等 ・ <u>Ｌアラート（災害情報共有システム）の活用</u> ・ <u>職員への一斉送信システムの検討</u>	・庁内LANの管理 ・データ更新体制の強化 ・被災者支援システム、避難行動要支援者支援システム等の活用等	・通信に関するマニュアルの作成等 ・定期的な通信訓練の実施	・ <u>ドローン等無人航空機を活用した被害情報の収集</u> ・ <u>崖地センサー（クリノポール）の活用</u>	・放送機関への放送要請の体制整備 ・SNSを活用した情報発信体制の整備 ・ <u>市川市メール情報配信サービスへの登録促進</u> ・ <u>職員間のビジネスチャットツールの活用</u>	・庁内LANの管理 ・データ更新体制の強化 ・被災者支援システム、避難行動要支援者支援システム等の活用等	
42	同上	2 通信施設等の確保 <u>(災害対応事務局、広報班、業務継続班)</u>				2 通信施設等の確保 <u>(危機管理室、管財部、情報管理部)</u>				変更
43	同上	第4 消防・救助体制の整備 (略) 消防本部では、震災時の消防 <u>組織</u> 体制を定めているほか、通常の消防体制では対応が困難な場合に備				第4 消防・救助体制の整備 (略) 消防本部では、震災時の <u>消防体制</u> を定めているほか、通常の消防体制では対応が困難な場合に備				変更

ページ	項目	現行計画	修正素案	差分								
		えて、応援協定や「市川市消防局広域応援出動計画及び市川市消防局広域応援受援計画」の策定等も行っている。	て、応援協定や市川市消防局広域応援出動計画及び市川市消防局広域応援受援計画に基づき、消防機関相互の連携強化に努める。									
43	同上	1 消防・救助体制の強化（災害対応事務局、消防本部） 初期消火に関する知識・技術の普及、家庭・事業所への消火器具等の設置の奨励、自衛消防組織及び自衛消防隊の強化等の消火体制の整備を図る。 <u>また、消防活動に関わる仕組みとして、地震発生直後に火災防止のための緊急点検を呼び掛ける緊急広報体制等があり、これらの火災防止対策等の検討も進めていく。</u>	1 消防・救助体制の強化（危機管理室、消防局） 初期消火に関する知識・技術の普及、家庭・事業所への消火器具等の設置の奨励、自衛消防組織及び自衛消防隊の強化等の消火体制の整備を図る。 <u>震災時は、同時多発的に多数の傷病者が発生することから、住民への救護知識及び技術の普及に努め、自治(町)会等を中心とした救助体制の推進を図る。</u> <u>また、地域防災力の中核となる消防団は、地域との密着性、要員動員力、即時対応力を兼ね備えていることから、積極的な入団を促進し、消防団員の確保を図る。</u>	変更								
43	同上	2 多様な消防水利の確保（災害対応事務局、消防本部）	2 多様な消防水利の確保（危機管理室、消防局）	変更								
43	同上	3 消防用資器材等の増強・配置（災害対応事務局、消防本部）	3 消防用資器材等の増強・配置（危機管理室、消防局）	変更								
44	同上	1 応急医療体制の整備（医療本部、消防本部）	1 応急医療体制の整備（保健部、消防局）	変更								
44	同上	2 医薬品・応急用医療資機材等の確保（災害対応事務局、医療本部）	2 医薬品・応急用医療資機材等の確保（危機管理室、保健部）	変更								
44	同上	3 市川市災害医療コーディネーターの配置（医療本部）	3 市川市災害医療コーディネーターの配置（保健部）	変更								
45	同上	1 津波に対する避難体制（災害対応事務局、消防本部）	1 津波に対する避難体制（危機管理室、消防局）	変更								
45	同上	(3) 避難誘導等 避難誘導については、防災行政無線、広報車等により、避難場所（津波）に誘導することを基本とし、 <u>地域内企業、住民等に自主避難と連動し、迅速、的確に実行し得るよう</u> 体制を確立する。	(3) 避難誘導等 避難誘導については、防災行政無線、広報車等により、避難場所（津波）に誘導することを基本とし、 <u>地域内企業、住民等の自主避難と連動して迅速、的確に実行可能な</u> 体制を確立する。	変更								
45	同上	2 津波に関する知識の普及（災害対応事務局、広報班、消防本部、学校教育班）	2 津波に関する知識の普及（危機管理室、学校教育部、消防局）	変更								
46	同上	3 水門の操作等（被災市街地対応本部）	3 水門の操作等（下水道部）	変更								
47	同上	<table><tr><td></td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難生活</td><td>自宅が倒壊・焼失する等により、自宅での生活が困難になった市民が、公共施設等に 応急的な生活の場を求める避難であり、事前に指定した施設を避難所として開設する。 避難所は避難者自身が自律的に避難所運営を行っていく。</td></tr></table>		(略)	避難生活	自宅が倒壊・焼失する等により、自宅での生活が困難になった市民が、公共施設等に 応急的な生活の場を求める避難であり、事前に指定した施設を避難所として開設する。 避難所は避難者自身が自律的に避難所運営を行っていく。	<table><tr><td></td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難生活</td><td>自宅が倒壊・焼失する等により、自宅での生活が困難になった市民が、公共施設等に 応急的な生活の場を求める避難であり、事前に指定した施設を避難所として開設する。 避難所は避難者自身が自律的に避難所運営を行っていく。 <u>また、指定避難所に限らず、安全性が確認できる場合には、避難所外避難として、自宅や知人宅・親戚宅、車中、ホテル等で避難生活を送ることも考えられる。</u></td></tr></table>		(略)	避難生活	自宅が倒壊・焼失する等により、自宅での生活が困難になった市民が、公共施設等に 応急的な生活の場を求める避難であり、事前に指定した施設を避難所として開設する。 避難所は避難者自身が自律的に避難所運営を行っていく。 <u>また、指定避難所に限らず、安全性が確認できる場合には、避難所外避難として、自宅や知人宅・親戚宅、車中、ホテル等で避難生活を送ることも考えられる。</u>	追加
	(略)											
避難生活	自宅が倒壊・焼失する等により、自宅での生活が困難になった市民が、公共施設等に 応急的な生活の場を求める避難であり、事前に指定した施設を避難所として開設する。 避難所は避難者自身が自律的に避難所運営を行っていく。											
	(略)											
避難生活	自宅が倒壊・焼失する等により、自宅での生活が困難になった市民が、公共施設等に 応急的な生活の場を求める避難であり、事前に指定した施設を避難所として開設する。 避難所は避難者自身が自律的に避難所運営を行っていく。 <u>また、指定避難所に限らず、安全性が確認できる場合には、避難所外避難として、自宅や知人宅・親戚宅、車中、ホテル等で避難生活を送ることも考えられる。</u>											
47	同上	2 応急避難体制の整備（災害対応事務局、被災生活支援本部）	2 応急避難体制の整備（危機管理室、市民部、経済観光部、福祉部、環境部、道路交通部）	変更								
48	同上	3 避難所の開設及び運営体制の整備（災害対応事務局、被災生活支援本部）	3 避難所の開設及び運営体制の整備（危機管理室、経済観光部、福祉部、環境部）	変更								
48	同上		(5) 避難所の環境整備 <u>避難所生活の長期化に対応するため、簡易ベッドやパーティション等の備蓄・調達や、プライバシー確保のための空間や入浴施設の確保、医師又は看護師等による巡回体制の準備、暑さ・寒さ対策、ごみ処理のルール化等について検討する。</u>	追加								

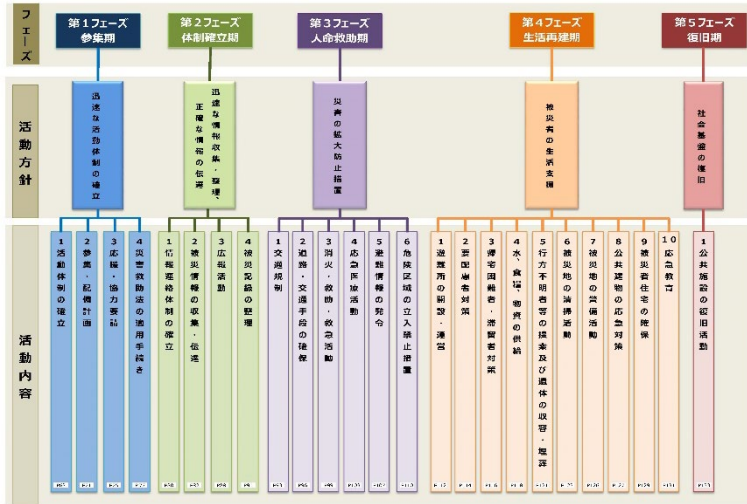
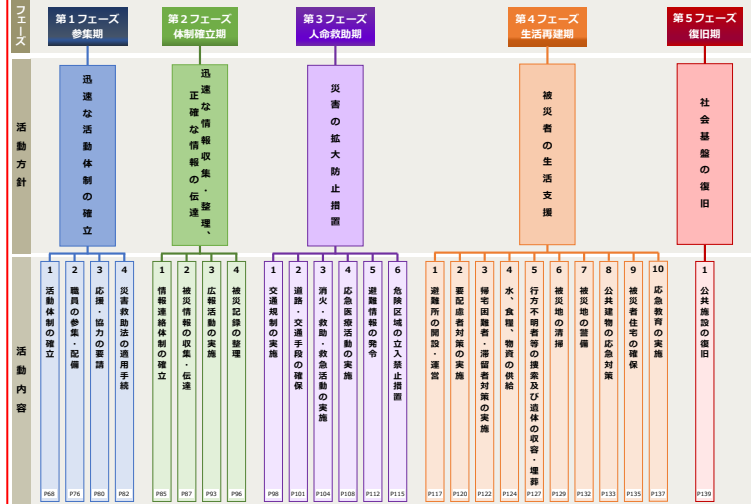
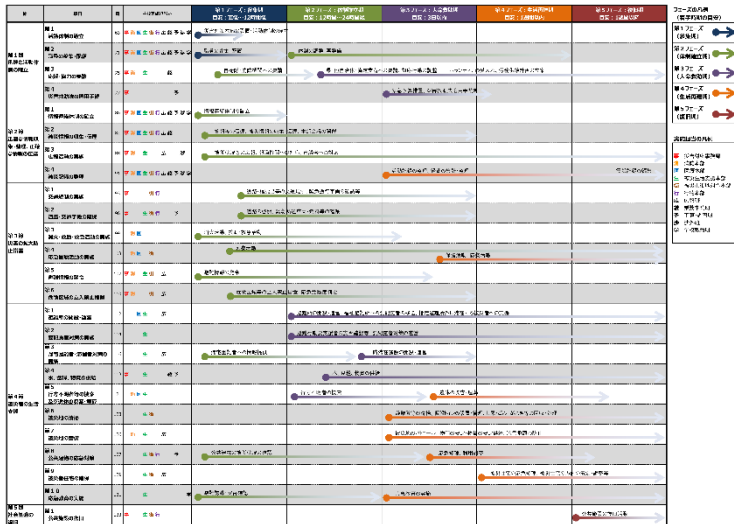
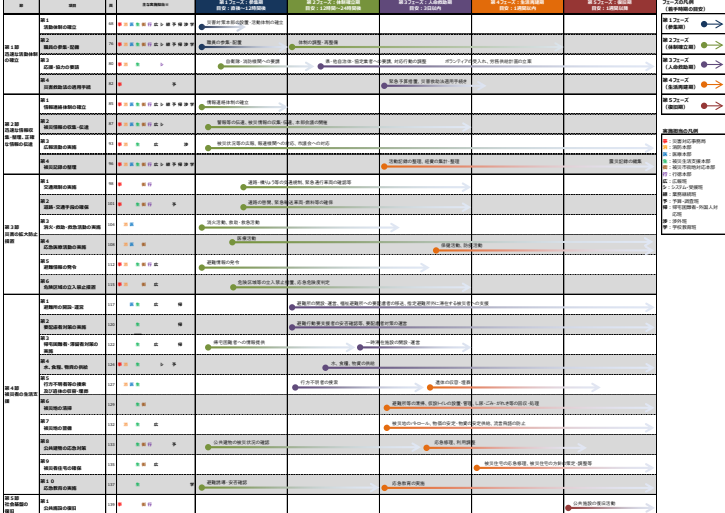
ページ	項目	現行計画	修正素案	差分
48	同上		(6) 避難者の状況把握に係る環境整備 デジタル技術を活用し、避難者名簿の作成環境の整備に努める。	追加
48	同上	4 ペット対策の整備（千葉県、被災生活支援本部）	4 ペット対策の整備（千葉県、環境部）	変更
49	同上		5 避難所外に滞在する避難者の支援体制（危機管理室、こども部、福祉部） 避難所外避難者に対して必要な生活関連物資の配布、情報の提供、保健医療サービスの提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるため、次の取組みを進める。	追加
49	同上		(1) 避難所外避難者の把握のための備え 避難所外避難者の状況把握のために地域（自主）防災組織や自治（町）会などの役員、民生委員等の協力について日頃から周知・啓発を行う。	追加
49	同上		(2) 避難所外避難者への物資・情報提供のための備え 避難者と同様に支援の必要な在宅避難者に対しても、食料・物資の供給や情報の提供などの生活支援を行う。 避難所外避難者に対して、避難所等で物資の配布や情報の提供を行うこと、避難行動要支援者等、所定の場所まで来ることが困難な者については近隣住民やボランティアと協力して自宅まで届けることなどのルールについて、自治（町）会や地域（自主）防災組織等と事前に協議を行う。 併せて、自宅が安全な場合は、避難所への避難を減らすため、在宅避難に向けた食料や飲料水、生活用品を備える日常備蓄の強化を周知・啓発する。	追加
49	同上		(3) 避難所外避難者に対する健康・福祉上の支援体制の構築 災害発生時は、健康・福祉上の支援ニーズが高まることを想定し、避難所外避難者に対する健康・福祉上の支援のための保健師等の体制の検討、関係機関との協力体制の構築、他の地方公共団体から応援を受ける場合の役割分担の明確化等を行う。	追加
49	同上		(4) 車中泊者の把握及び対応方法の検討 過去に起きた地震では、本震後の余震に対する不安やペットの世話等を理由に一般避難所のような建物内への避難ではなく、車中泊避難を選択した事例がある。車中泊避難は、建物倒壊の危険はなく、プライバシー空間の確保ができなどのメリットがある一方で、長期的な避難に対しては、エコノミークラス症候群等の健康面での危険性がある。そのため、車中泊避難の実施期間は、1，2日程度の「命を守る避難」を原則とするが、災害時には一定量の車移動・避難が想定されることから、予め以下の内容について検討を行う。 ・避難所や避難場所における車中泊への対応方針 ・車中泊避難者への必要物資の支援方法 ・エコノミークラス症候群等の健康被害への対策と健康管理方法	追加
50	同上	(2) 避難行動要支援者を支援する関係者との連携（被災生活支援本部）	(2) 避難行動要支援者を支援する関係者との連携（福祉部）	変更
50	同上	(3) 避難行動要支援者の把握（被災生活支援本部）	(3) 避難行動要支援者の把握（福祉部）	変更
50	同上	(4) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲（被災生活支援本部）	(4) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲（福祉部）	変更
50	同上	(5) 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報とその入手方法（被災生活支援本部）	(5) 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報とその入手方法（福祉部）	変更
51	同上	(6) 避難行動要支援者名簿の更新（被災生活支援本部）	(6) 避難行動要支援者名簿の更新（福祉部）	変更

ページ	項目	現行計画	修正素案	差分
51	同上	(7) 避難行動要支援者名簿の管理 <u>(被災生活支援本部)</u>	(7) 避難行動要支援者名簿の管理 <u>(福祉部)</u>	変更
51	同上	(8) 個別避難計画の作成促進 <u>(被災生活支援本部)</u> 避難行動要支援者が円滑かつ迅速な避難ができるよう、避難行動要支援者ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した「個別避難計画」の作成を促す。	(8) 個別避難計画の作成促進 <u>(福祉部)</u> 避難行動要支援者が円滑かつ迅速な避難ができるよう、 <u>「市川市避難行動要支援者支援プラン」に基づき</u> 、避難行動要支援者ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した「 <u>個別支援シート</u> （個別避難計画）」の作成を促す。 <u>個別避難計画の作成に際しては、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するとともに、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう仕組みづくりに努める。</u>	変更
51	同上	(9) 避難情報の伝達 <u>(被災生活支援本部)</u>	(9) 避難情報の伝達 <u>(福祉部)</u>	変更
51	同上	(10) 避難支援等関係者の安全確保 <u>(被災生活支援本部)</u>	(10) 避難支援等関係者の安全確保 <u>(福祉部)</u>	変更
51	同上	(11) 防災設備等の整備 <u>(被災生活支援本部、消防本部)</u>	(11) 防災設備等の整備 <u>(福祉部、消防局)</u>	変更
51	同上	(12) 避難行動要支援者の自助に対する取組みの推進 <u>(被災生活支援本部)</u>	(12) 避難行動要支援者の自助に対する取組みの推進 <u>(福祉部)</u>	変更
52	同上	(13) 防災知識の普及、防災訓練の充実 <u>(被災生活支援本部)</u>	(13) 防災知識の普及、防災訓練の充実 <u>(福祉部)</u>	変更
52	同上	2 福祉関連施設等における防災対策 <u>(被災生活支援本部)</u>	2 福祉関連施設等における防災対策 <u>(福祉部)</u>	変更
52	同上	3 在宅避難をしている要配慮者に対する支援 <u>(被災生活支援本部)</u>	3 在宅避難をしている要配慮者に対する支援 <u>(福祉部)</u>	変更
52	同上	4 子どもや女性等の要配慮者への配慮 <u>(被災生活支援本部、災害対応事務局)</u>	4 子どもや女性等の要配慮者への配慮 <u>(危機管理室、こども部、福祉部、学校教育部)</u>	変更
52	同上	5 外国人等の要配慮者への対策 <u>(被災生活支援本部)</u> 日本語を十分に理解できない外国人（訪日外国人旅行者含む。）に対し、災害時における安否確認や避難誘導等が円滑に行われるよう以下の対策を講じる。 ①多言語や「やさしい日本語」による広報活動の充実 ②図等を多用した避難案内板の整備 ③外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施 ④市川市国際交流協会等の関係団体と協力 ⑤ボランティア等の確保	5 外国人等の要配慮者への対策 <u>(文化国際部)</u> 日本語を十分に理解できない外国人（訪日外国人旅行者含む。）に対し、災害時における安否確認や避難誘導等が円滑に行われるよう以下の対策を講じる。 ①多言語や「やさしい日本語」による広報活動の充実 ②図等を多用した避難案内板の整備 ③外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施 ④市川市国際交流協会等の関係団体と協力 ⑤ボランティア等の確保 <u>⑥翻訳機器の配置やアプリの活用などの検討</u>	変更
54	同上	1 帰宅困難者・滞留者対策	1 帰宅困難者・滞留者対策 <u>(千葉県、危機管理室、経済観光部)</u>	追加
54	同上	(1) 情報収集・提供体制の構築 <u>(千葉県、災害対応事務局、広報班、被災生活支援本部)</u>	(1) 情報収集・提供体制の構築	削除
54	同上	(2) 帰宅困難者支援施設の確保 <u>(千葉県、災害対応事務局、被災生活支援本部)</u>	(2) 帰宅困難者支援施設の確保	削除
54	同上	(3) 帰宅困難者・滞留者対策の充実に向けた取組み <u>(災害対応事務局、被災生活支援本部)</u>	(3) 帰宅困難者・滞留者対策の充実に向けた取組み	削除
54	同上	(1) 一斉帰宅の抑制 <u>(災害対応事務局、広報班、被災生活支援本部)</u> 帰宅困難者・滞留者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会と連携して、広報紙、本市公式Webサイト、ポスター等、様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、各事業所において従業員等が待機できるように、水、食糧、生活必需品等の備蓄、滞在スペースの確保を促進する。	(1) 一斉帰宅の抑制 <u>(千葉県、危機管理室、市長公室、経済観光部)</u> 帰宅困難者・滞留者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会と連携して、広報紙、本市公式Webサイト、ポスター等、様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、各事業所において従業員等が待機できるように、水、食糧、生活必需品等の備蓄、滞在スペースの確保を促進する。 <u>さらに、県や関係機関と連携して防災ポータルサイト、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサインージなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。</u>	変更

ページ	項目	現行計画	修正素案	差分
55	同上	(2) 安否確認に関する啓発 <u>(災害対応事務局、被災生活支援本部、学校教育班)</u>	(2) 安否確認に関する啓発 <u>(危機管理室、経済観光部、学校教育部)</u>	変更
55	同上	(3) 事業者・学校等に対する啓発 <u>(災害対応事務局、被災生活支援本部、学校教育班)</u>	(3) 事業者・学校等に対する啓発 <u>(危機管理室、経済観光部、福祉部、生涯学習部、学校教育部)</u>	変更
55	同上	(4) 帰宅困難者の備え <u>(災害対応事務局、被災生活支援本部)</u>	(4) 帰宅困難者の備え <u>(危機管理室、経済観光部)</u>	変更
56	同上	第10 生活関連物資等の確保及び調達体制の整備 大規模災害時には物流・流通機能等が停止し、災害発生から3日間程度は被災地外からの支援が行き届かないことや、被災地のニーズを的確に収集することが困難となることを想定しなければならない。 その間、民間協定事業者等からの調達を中心とした物資の供給体制を整備することにより、市域内で自立できるよう必要な飲料水や食糧等の備蓄及び調達体制の整備を図る。	第10 生活関連物資等の確保及び調達体制の整備 大規模災害時には物流・流通機能等が停止し、災害発生から3日間程度は被災地外からの支援が行き届かないことや、被災地のニーズを的確に収集することが困難となることを想定しなければならない。 その間、民間協定事業者等からの調達を中心とした物資の供給体制を整備することにより、市域内で自立できるよう必要な飲料水や食糧等の備蓄及び調達体制の整備を図る。 <u>なお、物資の確保及び調達に際しては、地域特性や要配慮者、女性、子供（特に乳幼児）の避難生活や食物アレルギー等に配慮する。</u>	追加
56	同上	1 飲料水等の確保 <u>(災害対応事務局、被災生活支援本部、千葉県企業局)</u>	1 飲料水等の確保 <u>(危機管理室、千葉県企業局)</u>	変更
56	同上	(4) 市民及び地域（自主）防災組織等への指導 応急給水活動の円滑化と地域に存在する水源の効率的な活用に向けて、市民及び地域（自主）防災組織等に対し、日常からの飲料水の運搬・配分等への協力の呼び掛け等の指導に努める。 <u>ただし</u> 、これらの水源について、衛生面に注意を払うよう促す。	(4) 市民及び地域（自主）防災組織等への指導 応急給水活動の円滑化と地域に存在する水源の効率的な活用に向けて、市民及び地域（自主）防災組織等に対し、日常からの飲料水の運搬・配分等への協力の呼び掛け等の指導に努める。 <u>なお</u> 、これらの水源について、衛生面に注意を払うよう促す。	変更
56	同上	2 食糧の確保 <u>(災害対応事務局、各施設管理者)</u>	2 食糧の確保 <u>(危機管理室、施設管理者)</u>	変更
57	同上	3 生活必需品等の確保 <u>(災害対応事務局、予算・調査班)</u>	3 生活必需品等の確保 <u>(危機管理室、環境部、街づくり部、下水道部、生涯学習部)</u>	変更
57	同上		(3) 災害用トイレの確保 <u>「市川市災害時トイレ確保・管理計画」に基づき、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ等、それぞれの特徴を踏まえ、必要数量を平時から把握し、調達体制を整えとともに、男女別のトイレの確保及び設置や、高齢者や身体に障がいがある者への対応、夜間に安心して利用できる周辺整備等に配慮する。</u> <u>また、マンホールトイレ対応施設の整備や、仮設トイレを設置する避難所の場所、優先順位、設置数等についてマニュアルを作成する。</u>	追加
57	同上	(3) 衛生用品の備蓄	(4) 衛生用品の備蓄	変更
57	同上	4 食糧・生活必需品等の調達・輸送に関する協定の締結 <u>(災害対応事務局)</u>	4 食糧・生活必需品等の調達・輸送に関する協定の締結 <u>(危機管理室)</u>	変更
58	同上	5 流通在庫備蓄の確保 <u>(災害対応事務局)</u>	5 流通在庫備蓄の確保 <u>(危機管理室)</u>	変更
58	同上	6 災害対応を行う職員等の食糧の確保 <u>(予算・調査班、被災生活支援本部、各施設管理者)</u>	6 災害対応を行う職員等の食糧の確保 <u>(危機管理室、施設管理者)</u>	変更
58	同上	7 市川市備蓄計画の策定 <u>(災害対応事務局)</u>	7 市川市備蓄計画の策定 <u>(危機管理室)</u>	変更
58	同上		8 物資調達・輸送調整等支援システムの活用 <u>(危機管理室)</u> <u>備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県等と情報共有を図るよう努める。また、備蓄・調達・輸送体制の整備と並行して、同システムを活用した備蓄物資や物資拠点の登録を行うほか、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</u>	追加

ページ	項目	現行計画			修正素案			差分
59	同上				第 1 1 被災者支援の仕組みの整備			追加
					<u>地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</u>			
59	同上				1 災害ケースマネジメント体制の整備（危機管理室、福祉部） <u>発災後に円滑に災害ケースマネジメントを実施するため、平時から防災部局、福祉部局が連携して災害ケースマネジメントの実施について検討を行い、実情に応じた体制を構築するとともに、以下について事前に検討する。</u> <u><事前に検討すべき事項の例></u> ① 業務分担（中心となって進める部局） ② 活用する予算事業等の確認・整理 ③ アウトリーチの実施方法・体制 ④ 発災後の部局間連携手段（会議の開催方法、メンバー等） ⑤ アセスメントシートや支援記録の様式の作成 等 ⑥ 部局間での避難行動要支援者名簿等の共有による、支援が必要となる可能性が高い者の事前把握			追加
59	同上				2 関係する機関、民間団体との連携体制の構築 <u>社会福祉協議会や保健師、民生委員・児童委員などの福祉関係の機関や団体等との連携のほか、ファイナンシャルプランナーや弁護士、建築士、宅建業者などの生活再建に関わる機関や団体等とも、災害時の連携協定の締結などによって平時から協力体制の構築を検討し、発災直後から速やかに連携できるよう備える。</u>			追加
59	第3節 災害に強い市民の育成	自らの身を守る ・建物の耐震対策 ・家具の固定 ・ブロック塀倒壊対策 ・屋外落下物対策 ・地震発生時の心得 ・非常食糧、飲料水等の準備 ・初期消火の心得 ・住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置 ・緊急地震速報の活用方法 ・避難の方法と心得 ・情報入手の方法 ・災害危険箇所の把握 ・防災学習 ・帰宅困難者の心得 ・地震保険制度等	地域防災力の向上 ・救助、救護の方法 ・自主防災活動の実施 ・防災訓練の実施、参加 ・避難所運営 ・要配慮者の支援等	その他 ・ <u>地震被害想定等の知識</u> ・交通規制 ・学校施設等の防災対策等	自らの身を守る ・建物の耐震対策 ・家具の固定 ・ブロック塀倒壊対策 ・屋外落下物対策 ・地震発生時の心得 ・非常食糧、飲料水等の準備 ・初期消火の心得 ・住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置 ・緊急地震速報の活用方法 ・避難の方法と心得 ・情報入手の方法 ・災害危険箇所の把握 ・防災学習 ・帰宅困難者の心得 ・地震保険制度 ・ <u>感染症対策</u>	地域防災力の向上 ・救助、救護の方法 ・自主防災活動の実施 ・防災訓練の実施、参加 ・避難所運営 ・要配慮者の支援等	その他 ・ <u>新たな地震被害想定に基づく被害の様相等の知識</u> ・交通規制 ・学校施設等の防災対策 ・ <u>過去の災害教訓の伝承等</u>	変更

ページ	項目	現行計画	修正素案	差分
			・要配慮者に特に必要な物資の備蓄 ・ペット同行避難の準備 ・被災後の生活再建に係る知識	
61	同上	1 地域の防災組織への支援 <u>(災害対応事務局、消防本部)</u>	1 地域の防災組織への支援 <u>(危機管理室)</u>	変更
61	同上	2 事業者の防災管理体制の強化 <u>(災害対応事務局、被災生活支援本部、消防本部)</u>	2 事業者の防災管理体制の強化 <u>(危機管理室、経済観光部、消防局)</u>	変更
61	同上	(3) 事業継続計画（BCP）の策定促進 中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定及び事業継続マネジメント（BCM）の取組みの促進を図る。	(3) 事業継続計画（BCP）の策定促進 中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定促進を行うとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう、県と連携して計画策定への支援を行う。	変更
61	同上		(4) 事業継続マネジメント（BCM）の取組促進 事業継続計画（BCP）を策定した企業等に対して、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努めるよう啓発および支援策の検討を行う。	追加
62	同上	3 市内の大学と連携した防災講座 <u>(災害対応事務局)</u>	3 市内の大学と連携した防災講座 <u>(危機管理室)</u>	追加
62	同上	4 地域における防災リーダーの育成 <u>(災害対応事務局、消防本部)</u>	4 地域における防災リーダーの育成 <u>(危機管理室、消防局、消防団)</u>	追加
62	同上		6 防災教育の充実 <u>(学校教育部、こども部)</u> 学校、幼稚園、保育園等は、幼児・児童・生徒の安全を守るとともに、将来、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、各教科、道徳、特別活動等の指導における副読本等の教材・資料の作成、避難訓練や応急措置等の充実を図り、幼児・児童・生徒の発達段階や学校園等の実態に応じた防災教育を実施する。	追加
62	同上		7 デジタル技術を活用した市民の防災対応力向上 本市公式 LINE の防災メニューや YouTube のショート動画などを活用し、積極的な情報発信に努める。 今後は、デジタル技術をより一層、防災の分野に取り入れていくために、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発により、市民がデジタル技術を活用して事前の防災啓発活動や避難行動の検討を行う環境づくりに努める。	追加
63	同上	4 市民等への支援・指導 <u>(災害対応事務局、消防本部)</u>	4 市民等への支援・指導 <u>(危機管理室、消防局)</u>	変更
63	同上	(3)訓練指導用資器材の整備 消防本部及び災害対応事務局において、訓練の指導に使用する資器材を整備する。	(3)訓練指導用資器材の整備 消防局及び危機管理室において、訓練の指導に使用する資器材を整備する。	変更
67	第3章 震災応急 対策計画	2 震災予防計画の達成状況に応じた見直し (略) 震災応急対策の体系	2 震災予防計画の達成状況に応じた見直し (略) 震災応急対策の体系	変更

ページ	項目	現行計画	修正素案	差分																				
	計画の主旨																							
68	同上	震災応急対策フロー 	震災応急対策フロー 	変更																				
69	第1節 迅速な活動体制の構築	災害対策本部の設置場所 災害対策本部 設置場所 代替施設（第1庁舎が使用不能の場合） 第1庁舎 災害情報収集室及び委員会室 生涯学習センター	災害対策本部の設置場所 災害対策本部 設置場所 代替施設（第1庁舎が使用不能の場合） 第1庁舎 災害情報収集室及び委員会室 第2庁舎 2階 会議室1及び4階 大会議室	変更																				
73	同上	<table><tr><th colspan="2">本部・拠点名</th><th>責任者</th><th>担当部局</th><th>基本的な役割・業務（所掌事務）</th></tr><tr><td rowspan="2">5 対応本部</td><td>消防本部</td><td>①消防局長 ②消防局次長 (総務担当) ③消防局次長 (警棒担当)</td><td>●消防局 ○消防団</td><td>(略)</td></tr></table>	本部・拠点名		責任者	担当部局	基本的な役割・業務（所掌事務）	5 対応本部	消防本部	①消防局長 ②消防局次長 (総務担当) ③消防局次長 (警棒担当)	●消防局 ○消防団	(略)	<table><tr><th colspan="2">本部・拠点名</th><th>責任者</th><th>担当部局</th><th>基本的な役割・業務（所掌事務）</th></tr><tr><td rowspan="2">5 対応本部</td><td>消防本部</td><td>①消防局長 ②消防局次長 (警防担当) ③消防局次長 (総務担当)</td><td>●消防局 ○消防団</td><td>(略)</td></tr></table>	本部・拠点名		責任者	担当部局	基本的な役割・業務（所掌事務）	5 対応本部	消防本部	①消防局長 ②消防局次長 (警防担当) ③消防局次長 (総務担当)	●消防局 ○消防団	(略)	変更
本部・拠点名		責任者	担当部局	基本的な役割・業務（所掌事務）																				
5 対応本部	消防本部	①消防局長 ②消防局次長 (総務担当) ③消防局次長 (警棒担当)	●消防局 ○消防団	(略)																				
	本部・拠点名		責任者	担当部局	基本的な役割・業務（所掌事務）																			
5 対応本部	消防本部	①消防局長 ②消防局次長 (警防担当) ③消防局次長 (総務担当)	●消防局 ○消防団	(略)																				

ページ	項目	現行計画					修正素案					差分																																				
			医療本部	①保健部長 ②保健部次長 ③保健医療課長	●保健部	(略)		医療本部	①保健部長 ②保健部次長 ③保健医療課長	●保健部 ○こども部の一部	(略)																																					
			(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)																																					
74	同上	<table><tr><th colspan="2">本部・拠点名</th><th>責任者</th><th>担当部局</th><th>基本的な役割・業務（所掌事務）</th></tr><tr><td rowspan="2">5 対 応 本 部</td><td>被災市街地対 応本部</td><td>①街づくり部長 ②道路交通部長 ③下水道部長 ④環境部長</td><td>●街づくり部 ○管財部の一部 ○環境部 ○道路交通部 ○下水道部 ○行徳支所の一部</td><td>(略) ※<u>り災証明書発行</u>のための住家認定調査 の計画・実施への協力</td></tr><tr><td>行徳本部</td><td>①行徳支所長 ②行徳支所次長 ③行徳支所<u>企画調整</u> 課長</td><td>●行徳支所</td><td>(略)</td></tr></table>					本部・拠点名		責任者	担当部局	基本的な役割・業務（所掌事務）	5 対 応 本 部	被災市街地対 応本部	①街づくり部長 ②道路交通部長 ③下水道部長 ④環境部長	●街づくり部 ○管財部の一部 ○環境部 ○道路交通部 ○下水道部 ○行徳支所の一部	(略) ※ <u>り災証明書発行</u> のための住家認定調査 の計画・実施への協力	行徳本部	①行徳支所長 ②行徳支所次長 ③行徳支所 <u>企画調整</u> 課長	●行徳支所	(略)	<table><tr><th colspan="2">本部・拠点名</th><th>責任者</th><th>担当部局</th><th>基本的な役割・業務（所掌事務）</th></tr><tr><td rowspan="2">5 対 応 本 部</td><td>被災市街地対 応本部</td><td>①街づくり部長 ②道路交通部長 ③下水道部長 ④環境部長</td><td>●街づくり部 ○管財部の一部 ○環境部 ○道路交通部 ○下水道部 ○行徳支所の一部</td><td>(略) ※<u>罹災証明書交付</u>のための住家認定調査 の計画・実施への協力</td></tr><tr><td>行徳本部</td><td>①行徳支所長 ②行徳支所次長 ③行徳支所<u>総務</u>課長</td><td>●行徳支所</td><td>(略)</td></tr></table>					本部・拠点名		責任者	担当部局	基本的な役割・業務（所掌事務）	5 対 応 本 部	被災市街地対 応本部	①街づくり部長 ②道路交通部長 ③下水道部長 ④環境部長	●街づくり部 ○管財部の一部 ○環境部 ○道路交通部 ○下水道部 ○行徳支所の一部	(略) ※ <u>罹災証明書交付</u> のための住家認定調査 の計画・実施への協力	行徳本部	①行徳支所長 ②行徳支所次長 ③行徳支所 <u>総務</u> 課長	●行徳支所	(略)	変更								
本部・拠点名		責任者	担当部局	基本的な役割・業務（所掌事務）																																												
5 対 応 本 部	被災市街地対 応本部	①街づくり部長 ②道路交通部長 ③下水道部長 ④環境部長	●街づくり部 ○管財部の一部 ○環境部 ○道路交通部 ○下水道部 ○行徳支所の一部	(略) ※ <u>り災証明書発行</u> のための住家認定調査 の計画・実施への協力																																												
	行徳本部	①行徳支所長 ②行徳支所次長 ③行徳支所 <u>企画調整</u> 課長	●行徳支所	(略)																																												
本部・拠点名		責任者	担当部局	基本的な役割・業務（所掌事務）																																												
5 対 応 本 部	被災市街地対 応本部	①街づくり部長 ②道路交通部長 ③下水道部長 ④環境部長	●街づくり部 ○管財部の一部 ○環境部 ○道路交通部 ○下水道部 ○行徳支所の一部	(略) ※ <u>罹災証明書交付</u> のための住家認定調査 の計画・実施への協力																																												
	行徳本部	①行徳支所長 ②行徳支所次長 ③行徳支所 <u>総務</u> 課長	●行徳支所	(略)																																												
75	同上	<table><tr><th colspan="2">本部・拠点名</th><th>責任者</th><th>担当部局</th><th>基本的な役割・業務（所掌事務）</th></tr><tr><td rowspan="3">本 部 長 直 轄 班</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>予算・調査班</td><td>①財政部長 ②管財部長 ③財政部次長</td><td>●財政部 ○管財部 ○監査委員事務局</td><td>➤ 緊急予算措置に関すること ➤ 庁舎管理に関すること ➤ 車両の調整・配備に関すること ➤ 物資管理に関すること ➤ <u>り災証明書発行</u>に関すること</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>					本部・拠点名		責任者	担当部局	基本的な役割・業務（所掌事務）	本 部 長 直 轄 班	(略)	(略)	(略)	(略)	予算・調査班	①財政部長 ②管財部長 ③財政部次長	●財政部 ○管財部 ○監査委員事務局	➤ 緊急予算措置に関すること ➤ 庁舎管理に関すること ➤ 車両の調整・配備に関すること ➤ 物資管理に関すること ➤ <u>り災証明書発行</u> に関すること	(略)	(略)	(略)	(略)	<table><tr><th colspan="2">本部・拠点名</th><th>責任者</th><th>担当部局</th><th>基本的な役割・業務（所掌事務）</th></tr><tr><td rowspan="3">本 部 長 直 轄 班</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>予算・調査班</td><td>①財政部長 ②管財部長 ③財政部次長</td><td>●財政部 ○管財部 ○監査委員事務局</td><td>➤ 緊急予算措置に関すること ➤ 庁舎管理に関すること ➤ 車両の調整・配備に関すること ➤ 物資管理に関すること ➤ <u>罹災証明書交付</u>に関すること</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>					本部・拠点名		責任者	担当部局	基本的な役割・業務（所掌事務）	本 部 長 直 轄 班	(略)	(略)	(略)	(略)	予算・調査班	①財政部長 ②管財部長 ③財政部次長	●財政部 ○管財部 ○監査委員事務局	➤ 緊急予算措置に関すること ➤ 庁舎管理に関すること ➤ 車両の調整・配備に関すること ➤ 物資管理に関すること ➤ <u>罹災証明書交付</u> に関すること	(略)	(略)	(略)	(略)	変更
本部・拠点名		責任者	担当部局	基本的な役割・業務（所掌事務）																																												
本 部 長 直 轄 班	(略)	(略)	(略)	(略)																																												
	予算・調査班	①財政部長 ②管財部長 ③財政部次長	●財政部 ○管財部 ○監査委員事務局	➤ 緊急予算措置に関すること ➤ 庁舎管理に関すること ➤ 車両の調整・配備に関すること ➤ 物資管理に関すること ➤ <u>り災証明書発行</u> に関すること																																												
	(略)	(略)	(略)	(略)																																												
本部・拠点名		責任者	担当部局	基本的な役割・業務（所掌事務）																																												
本 部 長 直 轄 班	(略)	(略)	(略)	(略)																																												
	予算・調査班	①財政部長 ②管財部長 ③財政部次長	●財政部 ○管財部 ○監査委員事務局	➤ 緊急予算措置に関すること ➤ 庁舎管理に関すること ➤ 車両の調整・配備に関すること ➤ 物資管理に関すること ➤ <u>罹災証明書交付</u> に関すること																																												
	(略)	(略)	(略)	(略)																																												
76	同上	4 震災対応行動計画 (略) 震災対応の時系列は、震災応急対策フロー（P <u>62</u> ）に示すとおりである。 (略)					4 震災対応行動計画 (略) 震災対応の時系列は、震災応急対策フロー（P <u>68</u> ）に示すとおりである。 (略)					変更																																				
78	同上	<table><tr><th>配備体制</th><th>気象庁の発表等</th><th>対応の概要</th><th>参集対象職員</th></tr><tr><td>第1 配備体制</td><td>○本市域で「震度4」を観測した場合 ○津波予報区の東京湾内湾に「津波 注意報」が発表された場合</td><td>○地震情報及び被災情報の収 集 ○被害が確認された場合の対 応と関連職員の動員</td><td>○災害対応事務局 ○被災市街地対応本部 ○消防本部 上記の所属職員で予め定めら れた職員</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>					配備体制	気象庁の発表等	対応の概要	参集対象職員	第1 配備体制	○本市域で「震度4」を観測した場合 ○津波予報区の東京湾内湾に「津波 注意報」が発表された場合	○地震情報及び被災情報の収 集 ○被害が確認された場合の対 応と関連職員の動員	○災害対応事務局 ○被災市街地対応本部 ○消防本部 上記の所属職員で予め定めら れた職員		(略)	(略)	(略)	<table><tr><th>配備体制</th><th>気象庁の発表等</th><th>対応の概要</th><th>参集対象職員</th></tr><tr><td>第1 配備体制</td><td>○本市域で「震度4」を観測した場合 ○津波予報区の東京湾内湾に「津波 注意報」が発表された場合 ○本市域で「<u>長周期地震動階級3</u>」 <u>以上が観測された場合</u></td><td>○地震情報及び被災情報の収 集 ○被害が確認された場合の対 応と関連職員の動員</td><td>○災害対応事務局 ○被災市街地対応本部 ○消防本部 上記の所属職員で予め定めら れた職員</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>					配備体制	気象庁の発表等	対応の概要	参集対象職員	第1 配備体制	○本市域で「震度4」を観測した場合 ○津波予報区の東京湾内湾に「津波 注意報」が発表された場合 ○本市域で「 <u>長周期地震動階級3</u> 」 <u>以上が観測された場合</u>	○地震情報及び被災情報の収 集 ○被害が確認された場合の対 応と関連職員の動員	○災害対応事務局 ○被災市街地対応本部 ○消防本部 上記の所属職員で予め定めら れた職員		(略)	(略)	(略)	追加												
配備体制	気象庁の発表等	対応の概要	参集対象職員																																													
第1 配備体制	○本市域で「震度4」を観測した場合 ○津波予報区の東京湾内湾に「津波 注意報」が発表された場合	○地震情報及び被災情報の収 集 ○被害が確認された場合の対 応と関連職員の動員	○災害対応事務局 ○被災市街地対応本部 ○消防本部 上記の所属職員で予め定めら れた職員																																													
	(略)	(略)	(略)																																													
配備体制	気象庁の発表等	対応の概要	参集対象職員																																													
第1 配備体制	○本市域で「震度4」を観測した場合 ○津波予報区の東京湾内湾に「津波 注意報」が発表された場合 ○本市域で「 <u>長周期地震動階級3</u> 」 <u>以上が観測された場合</u>	○地震情報及び被災情報の収 集 ○被害が確認された場合の対 応と関連職員の動員	○災害対応事務局 ○被災市街地対応本部 ○消防本部 上記の所属職員で予め定めら れた職員																																													
	(略)	(略)	(略)																																													

ページ	項目	現行計画	修正素案	差分
82	同上		5 応急対策職員派遣制度に基づく応援要請（災害対応事務局） 災害対策本部の運営など、全庁的な災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては、千葉県を通じて応援職員確保調整本部（設置前は総務省）に対し、対口支援団体決定後は、当該対口支援団体に対し、総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム）の派遣を要請する。	追加
82	同上	5 ボランティアの受入れ（市川市災害ボランティアセンター、業務継続班）	6 NPO・ボランティアの受入れ（市川市災害ボランティアセンター、業務継続班） (3) ボランティアの被災者支援活動が円滑かつ効果的に行われるよう、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。	変更
82	同上	6 労務供給計画の立案（被災生活支援本部）	7 労務供給計画の立案（被災生活支援本部）	変更
82	同上	7 対応行動の調整（災害対応事務局、被災生活支援本部）	8 対応行動の調整（災害対応事務局、被災生活支援本部）	変更
83	同上	2 災害救助法の適用要否の判断（災害対応事務局）	2 災害救助法の適用要否の判断（災害対応事務局） (3) 次のような一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、県知事を通じ、内閣府に対して特別基準の適用を申請することができる。なお、特別協議による救助の期間の延長については、延長すべき期間が予測できる場合又は延長すべき期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、救助期間の延長に必要な具体的な事例を明確化して期間の設定を行う。 ア 災害救助法が適用されないときで、あらかじめ定められた基準では万全を期することが困難な場合 イ 災害基準法の対象数量又は期間について特別な事情がある場合	追加
84	同上	3 被災概況の集計・整理（災害対応事務局） (略) [災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条第1項解説）]	3 被災概況の集計・整理（災害対応事務局） (略) [災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条第1項及び第2項解説）]	追加
92	同上	5 被災状況の確認調査（被災生活支援本部、被災市街地対応本部、行徳本部）	5 被災状況の確認調査（被災生活支援本部、被災市街地対応本部、行徳本部、災害班）	追加
95	同上	(注) Web；本市公式Webサイトによる広報 無線；防災行政無線（同報無線）による広報 消防；消防署及び消防団による広報活動 広報車；広報車による巡回 警察；警察機関による広報活動 広報紙；緊急広報紙の発行 貼紙；避難所等における貼り紙 相談室；臨時市民相談室における情報提供 CATV・FM放送；ジェイコム千葉、ベイエフエムによる広報 メール；メール情報配信サービスによる情報提供 SNS；本市フェイスブック、 <u>ツイッター</u> 、LINE等による広報 電話配信サービス；電話またはFAXによる情報提供	(注) Web；本市公式Webサイトによる広報 無線；防災行政無線（同報無線）による広報 消防；消防署及び消防団による広報活動 広報車；広報車による巡回 警察；警察機関による広報活動 広報紙；緊急広報紙の発行 貼紙；避難所等における貼り紙 相談室；臨時市民相談室における情報提供 CATV・FM放送；ジェイコム千葉、ベイエフエム等による広報 メール；メール情報配信サービスによる情報提供 SNS；本市フェイスブック、 <u>X（旧ツイッター）</u> 、LINE等による広報 電話配信サービス；電話またはFAXによる情報提供	追加
96		3 報道機関への対応（広報班） (略) (2) <u>災害対応事務局</u> では、必要に応じ、「災害時における放送要請等に関する協定（災害対策基本法第57条）」に基づいて、CATV・FM放送をはじめ各報道機関への放送要請を行い、市民に対しても、テレビ・ラジオ等による情報収集を呼び掛ける。	3 報道機関への対応（広報班） (略) (2) <u>広報班</u> では、必要に応じ、「災害時における放送要請等に関する協定（災害対策基本法第57条）」に基づいて、CATV・FM放送をはじめ各報道機関への放送要請を行い、市民に対しても、テレビ・ラジオ等による情報収集を呼び掛ける。	変更

ページ	項目	現行計画	修正素案	差分
103	第3節 災害の拡大 防止措置	2 道路の啓開（被災市街地対応本部） （略） (2) イ 被災した緊急活動道路の <u>迂</u> 回路 (3) 障害物の除去にあたっては、被災市街地対応本部において瓦礫等の <u>一時集積所</u> を設定し、道路上の瓦礫等を一時的に搬入する。 （略）	2 道路の啓開（被災市街地対応本部） （略） (2) イ 被災した緊急活動道路の <u>迂</u> 回路 (3) 障害物の除去にあたっては、被災市街地対応本部において瓦礫等の <u>仮置場</u> を設定し、道路上の瓦礫等を一時的に搬入する。 （略）	変更
105	同上	1 消火・救出活動のための情報収集（消防本部） (1) 情報の収集 地震発生後、市民からの通報や <u>高所カメラ</u> からの監視等の方法によって、速やかに市内の火災発生状況や延焼拡大の危険性、救出すべき被災者の発生状況等について把握に努める。	1 消火・救出活動のための情報収集（消防本部） (1) 情報の収集 地震発生後、市民からの通報や <u>ドローン</u> からの監視等の方法によって、速やかに市内の火災発生状況や延焼拡大の危険性、救出すべき被災者の発生状況等について把握に努める。	変更
110	同上	(1) 応急医療体制の確立（医療本部、消防本部） （略） <u>エ</u> 医療本部は、医療救護所の開設状況及び医療機関の活動状況に基づいて、広報班の協力を得ながら応急医療体制に関する市民への広報を迅速に行う。	(1) 応急医療体制の確立（医療本部、消防本部） （略） <u>ウ</u> 医療本部は、医療救護所の開設状況及び医療機関の活動状況に基づいて、広報班の協力を得ながら応急医療体制に関する市民への広報を迅速に行う。	変更
110	同上	(2) 医療活動（医療本部、消防本部、関係機関） （略） エ この場合、応援協定等に基づき他機関の要請を図るとともに、消防署所は重 <u>傷</u> 者等を優先して搬送活動を行うものとし、中・軽 <u>傷</u> 者については、消防団や市民の協力によって行うものとする。	(2) 医療活動（医療本部、消防本部、関係機関） （略） エ この場合、応援協定等に基づき他機関の要請を図るとともに、消防署所は重 <u>症</u> 者等を優先して搬送活動を行うものとし、中 <u>等症</u> ・軽 <u>症</u> 者については、消防団や市民の協力によって行うものとする。	変更
110	同上	(4) 後方医療体制（消防本部） ア 医療救護所で対応できない重 <u>傷</u> 者については、千葉県指定の災害拠点病院をはじめ、後方医療を担当する病院で受入れを行う。各病院への重 <u>傷</u> 者の搬送は消防署所が実施する。 イ 消防本部では、市内の大規模病院の被災状況と活動状況を確認し、医療救護所では対応できない重 <u>傷</u> 者の受入れに向けて、後方医療体制の整備を図る。	(4) 後方医療体制（消防本部） ア 医療救護所で対応できない重 <u>症</u> 者については、千葉県指定の災害拠点病院をはじめ、後方医療を担当する病院で受入れを行う。各病院への重 <u>症</u> 者の搬送は消防署所が実施する。 イ 消防本部では、市内の大規模病院の被災状況と活動状況を確認し、医療救護所では対応できない重 <u>症</u> 者の受入れに向けて、後方医療体制の整備を図る。	変更
114	同上	2 警戒区域の設定（災害対応事務局、関係本部） （略） (3) 関係本部及び <u>及び</u> 関係機関は、警戒区域に対する重点的な消火活動、有害物質等の流出・拡散防止措置、優先的な被災建物の除去や応急修理等の重点的な危険防止措置を、早急に実施する。	2 警戒区域の設定（災害対応事務局、関係本部） （略） (3) 関係本部及び関係機関は、警戒区域に対する重点的な消火活動、有害物質等の流出・拡散防止措置、優先的な被災建物の除去や応急修理等の重点的な危険防止措置を、早急に実施する。	削除
115	同上	4 広域避難誘導（災害対応事務局、被災市街地対応本部、被災生活支援本部、災害班、関係機関等） （略） (4) 災害班は、対象地域における市民等の避難状況を、被災生活本部を通じて、市長に報告する。	4 広域避難誘導（災害対応事務局、被災市街地対応本部、被災生活支援本部、災害班、関係機関等） （略） (4) 災害班は、対象地域における市民等の避難状況を、被災生活 <u>支援</u> 本部を通じて、市長に報告する。	変更
117	同上	4 危険物取扱施設等（被災市街地対応本部、消防本部、関係機関） （略）	4 危険物取扱施設等（被災市街地対応本部、消防本部、関係機関） （略）	削除

ページ	項目	現行計画	修正素案	差分
		(2) 万が一、危険物又は有害物質の漏洩・流出等が生じてしまった場合には、早急に消防機関に通報し、消防機関や警察機関と協力して、漏洩・流出等の拡大防止対策や、出火防止対策、周辺住民への応急避難の呼び掛け、危険物の回収作業等必要な <u>②</u> 危険防止対策を迅速に行う。	(2) 万が一、危険物又は有害物質の漏洩・流出等が生じてしまった場合には、早急に消防機関に通報し、消防機関や警察機関と協力して、漏洩・流出等の拡大防止対策や、出火防止対策、周辺住民への応急避難の呼び掛け、危険物の回収作業等必要な危険防止対策を迅速に行う。	
118	<u>第4節</u> <u>被災者の</u> <u>生活支援</u>	第1 避難所の開設・運営 <基本方針> 1. 東京湾 <u>北部</u> 地震が発生すると、本市では <u>最大約4万7千人</u> を超える避難者の発生が想定される。 (略)	第1 避難所の開設・運営 <基本方針> 1. 東京湾 <u>直下</u> 地震が発生すると、本市では <u>9万8千人（うち、避難所避難者は約4万9千人）</u> を超える避難者の発生が想定される。 (略)	変更
118	同上	(1) 開設する避難所の決定（被災生活支援本部、小学校区防災拠点） (略) ウ 被災生活支援本部及び小学校区防災拠点は、開設する避難所には開設する旨を、その他の避難場所には避難者をどの避難所に誘導するかを伝える。	(1) 開設する避難所の決定（被災生活支援本部、小学校区防災拠点） (略) ウ 被災生活支援本部及び小学校区防災拠点は、開設する避難所には開設する旨を <u>伝え</u> 、その他の避難場所には避難者をどの避難所に誘導するかを伝える。	変更
118	同上	(2) 避難所の開設（被災生活支援本部、小学校区防災拠点、施設管理者） (略)	(2) 避難所の開設（被災生活支援本部、小学校区防災拠点、施設管理者） (略) <u>エ 高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</u>	追加
119	同上	(1) 避難所の運営（小学校区防災拠点、市民） (略) また、避難所の運営にあたっては、避難所のレイアウトや運営体制等、多様な方への配慮についても検討する。	(1) 避難所の運営（小学校区防災拠点、市民） (略) また、避難所の運営にあたっては、避難所のレイアウトや <u>機能</u> 、運営体制等、多様な方への配慮についても検討する。	変更
119	同上	(5) 避難生活状況の管理（被災生活支援本部、小学校区防災拠点） (略)	(5) 避難生活状況の管理（被災生活支援本部、小学校区防災拠点） (略) <u>ウ 被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</u>	追加
119	同上		(6) ペット対策（被災生活支援本部、小学校区防災拠点） <u>ア ペット同行避難所では、予め指定された場所にケージ等により収容する。</u> <u>イ ペット同伴避難所においては、飼い主と同じ建物内にてケージやキャリーバッグなどにより収容する。</u> <u>ウ 避難所は、動物の好きな人、嫌いな人、アレルギーを持った人など、様々な人との共同生活の場であることから、飼い主は、ペット飼い主以外の人ともコミュニケーションを取り、動物を受け入れやすい環境づくりを行う。</u> <u>エ 避難所での飼育は、飼い主同士が協力し合って行う。給餌や排泄物の始末などはペットの飼い主の自己責任で管理する。</u> <u>オ 獣医師会や動物取扱業者等と協力し、飼い主に対して避難所における被災動物の適正飼育の指導等を行うなど、動物の保護及び環境衛生の維持に努める。また、県や獣医師会に対し、必要があれば資材の提供、獣医師の派遣等の支援を要請する。</u> <u>カ 災害後、余震等災害が落ち着いた状態で、自宅での飼育が可能であれば、飼い主に対し、自宅飼育</u>	追加

ページ	項目	現行計画	修正素案	差分
			を行うよう促す。	
120	同上	(6) 避難所の開設期間（被災生活支援本部） (略)	(7) 避難所の開設期間（被災生活支援本部） (略) <u>エ 避難所の閉鎖を検討するにあたっては、ボランティア、NPO、社会福祉士やケアマネジャー等の専門性を有する関係者との協働により、避難所で生活を送る被災者について、個々の状況について聞き取りを行い、被災者の住家の被害状況や自立・生活再建の希望、仮設住宅への入居の希望の有無等を把握するなど状況の把握を行った上で、課題を抱える被災者については寄り添った支援を実施する。</u> <u>オ 避難所閉所にあたっては、行き先が決まらない被災者がいる中で一方的に閉所するなど追い出しとならないように配慮する。</u>	変更
120	同上	3 避難所外に滞在する被災者への支援（被災生活支援本部、医療本部） (略)	3 避難所外に滞在する被災者への支援（被災生活支援本部、医療本部） (略) <u>(3) 把握した避難所外避難者への情報伝達や食料・物資の提供等の支援については、小学校区防災拠点を通じて、自治(町)会に協力を依頼する。なお、避難所外避難者への食料・物資の提供等の支援については、原則として避難所において実施するものとする。</u> <u>(4) 災害により孤立している世帯が存在する場合や、被害の状況が把握できていない者が存在する場合については、訪問等により被災者の状況を把握する。</u>	追加
122	同上		5 DWAT の派遣申請（被災生活支援本部） <u>被災生活支援本部は、避難所の高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下防止等のため、福祉支援が必要と認めるときは、千葉県に対し、千葉県災害福祉チーム（DWAT）の派遣を要請する。</u>	追加
125	同上			変更
125	同上	<行動計画> 1 応急給水活動（被災生活支援本部、千葉県）	<行動計画> 1 応急給水活動（被災生活支援本部、千葉県、<u>消防団</u>）	追加
126	同上	3 協定事業者による水、食糧・物資の供給（災害対応事務局、予算・調査班、小学校区防災拠点） (1) 2日目以降、小学校区防災拠点は、 <u>避難所収容記録簿</u> やライフラインの被災状況に基づいて、各地区の食糧・物資の必要供給量を算定する。 (略)	3 協定事業者による水、食糧・物資の供給（災害対応事務局、予算・調査班、小学校区防災拠点） (1) 2日目以降、小学校区防災拠点は、 <u>避難者名簿</u> やライフラインの被災状況に基づいて、各地区の食糧・物資の必要供給量を算定する。 (略)	変更

ページ	項目	現行計画	修正素案	差分
126	同上	4 救援物資の供給（災害対応事務局、<u>業務継続班</u>、小学校区防災拠点） ア 災害対応事務局及び<u>業務継続班</u>は、広報班を通じ、報道機関等に協力を依頼して、被災生活で必要なもののリストを公表し、必要なものだけを受け入れるよう努める。受け入れられない物資の内容に関してもリストを作成し、公表に努める。 <u>イ</u> 救援物資等の集積・供給拠点は、大洲防災公園、広尾防災公園及び<u>道の駅いちかわ</u>とし、予算・調査班は、確保・配分したトラック等により食糧・物資を搬送する。 <u>ウ</u> 救援物資等の集積・供給拠点は、状況によって市川地方卸売市場、使用されていない避難所のほか、<u>協定に基づく施設の活用</u>も検討する。 <u>エ</u> 小学校区防災拠点は、他の小学校区防災拠点とリストを交換し、相互に必要な物資を融通するよう努める。	4 救援物資の供給（災害対応事務局、<u>予算・調査班</u>、小学校区防災拠点） ア 災害対応事務局及び<u>予算・調査班</u>は、広報班を通じ、報道機関等に協力を依頼して、被災生活で必要なもののリストを公表し、必要なものだけを受け入れるよう努める。受け入れられない物資の内容に関してもリストを作成し、公表に努める。 <u>イ</u> <u>国・県への救援物資の支援要請は、「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用する。</u> <u>ウ</u> 救援物資等の集積・供給拠点は、大洲防災公園、広尾防災公園とし、予算・調査班は、確保・配分したトラック等により食糧・物資を搬送する。 <u>エ</u> 救援物資等の集積・供給拠点は、状況によって<u>道の駅いちかわ</u>、市川地方卸売市場、使用されていない避難所のほか、<u>民間物流倉庫の使用についても検討する。</u> <u>オ</u> 小学校区防災拠点は、他の小学校区防災拠点とリストを交換し、相互に必要な物資を融通するよう努める。 <u>カ</u> <u>物流に関する協定締結団体・企業等と連携して集積・供給拠点の運営を行うとともに、必要に応じ、物流専門家等の派遣や荷役資機材の提供を要請する。</u>	変更
128	同上			変更
128	同上	2 遺体の搬送・収容（医療本部、被災生活支援本部、施設管理者等） (1) 医療本部は、被災生活支援本部と協力して、必要に応じて遺体の<u>安置場所</u>を指定し、警察機関、消防団、その他関係機関及び市民等の協力で、<u>安置場所</u>への遺体の収容を行う。なお、<u>安置場所</u>は、屋内体育施設等の中から、状況に応じて指定する。 (2) 遺体<u>安置場所</u>に指定された施設の施設管理者は、遺体の受入体制を整える。なお、遺体を安置する間の<u>安置場所</u>の管理責任者は、医療本部が派遣する職員とする。 (3) 医療本部は、被災生活支援本部及び遺体<u>安置場所</u>に指定されている施設の施設管理者の協力のもとに、遺体の検視への協力やドライアイス等必要資器材等の調達を行う。 (4) <u>安置場所</u>への遺体の搬送は、医療本部からの協力依頼に基づき、葬儀社、<u>消防団</u>、その他関係機関及び市民等が実施する。	2 遺体の搬送・収容（医療本部、被災生活支援本部、施設管理者等） (1) 医療本部は、被災生活支援本部と協力して、必要に応じて遺体の<u>安置所</u>を指定し、警察機関、消防団、その他関係機関及び市民等の協力で、<u>安置所</u>への遺体の収容を行う。なお、<u>安置所</u>は、屋内体育施設等の中から、状況に応じて指定する。 (2) 遺体<u>安置所</u>に指定された施設の施設管理者は、遺体の受入体制を整える。なお、遺体を安置する間の<u>安置所</u>の管理責任者は、医療本部が派遣する職員とする。 (3) 医療本部は、被災生活支援本部及び遺体<u>安置所</u>に指定されている施設の施設管理者の協力のもとに、遺体の検視への協力やドライアイス等必要資器材等の調達を行う。 (4) <u>安置所</u>への遺体の搬送は、医療本部からの協力依頼に基づき、葬儀社その他関係機関及び市民等が実施する。	変更
129	同上	4 埋葬（医療本部） (1) 遺体の埋葬は、原則として遺体を火葬に付すことにより実施するものとする。	4 埋葬等（医療本部） (1) 遺体の埋葬<u>等</u>は、原則として遺体を火葬に付すことにより実施するものとする。	変更

ページ	項目	現行計画	修正素案	差分
		(略)	(略)	
129	同上		5 広域火葬（医療本部） <u>(1) 市の火葬能力を上回る場合など、市内だけで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て埋火葬を実施する。</u> <u>(2) 災害等発生時には速やかに市域内の死者数及び平常時に使用している火葬場の被災状況等について把握し、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に応援を要請する。</u> <u>(3) 県の広域火葬場の割り振りに基づき、さらに遺体ごとに火葬場を割り振り、協力の承諾のあった火葬場と火葬実施方法等について、詳細を調整する。</u> <u>(4) 火葬に係る相談窓口を設置し、広域火葬についての情報提供及び火葬の受付を行う。その際、広域火葬実施に伴う遺族による火葬場への火葬依頼の制限、火葬場までの遺体搬送における遺族の同乗制限及び焼骨の受け渡し方法等について、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等への説明を行う。</u> <u>(5) 迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、状況に応じた事務処理を行う。</u> <u>(6) 広域火葬が実施された場合、災害等により死亡した遺体の火葬を行った火葬場は、火葬状況を集計し、広域火葬が終了するまでの間、日報として県に報告する。</u> <u>(7) 広域火葬を行う必要がなくなった場合には、県に連絡する。</u>	追加
130	同上	第6 被災地の清掃 <基本方針> (略) 4. 被災地で大量に発生する損壊建物の撤去等に伴う廃棄物の処理については、 <u>一時集積所</u> を設ける等して応急的な対応を行い、最終的な処理計画を立案する。	第6 被災地の清掃 <基本方針> (略) 4. 被災地で大量に発生する損壊建物の撤去等に伴う廃棄物の処理については、 <u>仮置場</u> を設ける等して応急的な対応を行い、最終的な処理計画を立案する。	変更
131	同上	2 仮設トイレの設置・清掃管理（被災生活支援本部、被災市街地対応本部、市民）	2 災害用トイレの設置・清掃管理（被災生活支援本部、被災市街地対応本部、市民）	変更
131	同上	(1) 仮設トイレの設置 ア 避難所においては、開設と同時に被災生活支援本部が備蓄されている <u>仮設</u> トイレを設置し、避難生活に備える。 イ 被災市街地対応本部は、下水道管、配水管、浄化槽の破損等を考慮して、 <u>仮設</u> トイレの設置の検討やし尿処理収集計画を作成する。 ウ 被災地内での <u>仮設</u> トイレの設置箇所としては、小学校区防災拠点を中心として公園等の空地等を検討する。 エ <u>仮設</u> トイレの設置にあたっては、BJ☆projectによる活動で得られた知見等、女性の視点も踏まえ、設置場所や設置する <u>仮設</u> トイレの種類等について検討する。	(1) 災害用トイレの設置 ア 避難所においては、開設と同時に被災生活支援本部が備蓄されている <u>災害用</u> トイレを設置し、避難生活に備える。 イ 被災市街地対応本部は、下水道管、配水管、浄化槽の破損等を考慮して、 <u>災害用</u> トイレの設置の検討やし尿処理収集計画を作成する。 ウ 被災地内での <u>災害用</u> トイレの設置箇所としては、小学校区防災拠点を中心として公園等の空地等を検討する。 エ <u>災害用</u> トイレの設置にあたっては、BJ☆projectによる活動で得られた知見等、女性の視点も踏まえ、設置場所や設置する <u>災害用</u> トイレの種類等について検討する。	変更
131	同上	(2) 清掃管理 <u>仮設</u> トイレの清掃管理については、避難所内のものは避難者が、被災地内のものについては、自治（町）会が実施する。	(2) 清掃管理 <u>災害用</u> トイレの清掃管理については、避難所内のものは避難者が、被災地内のものについては、自治（町）会が実施する。	変更
131	同上	(3) 調整・撤去 被災生活支援本部では、適時、 <u>仮設</u> トイレの利用状況を確認し、必要に応じて、設置箇所の調整、	(3) 調整・撤去 被災生活支援本部では、適時、 <u>災害用</u> トイレの利用状況を確認し、必要に応じて、設置箇所の調	変更

ページ	項目	現行計画	修正素案	差分
		撤去を行う。	整、撤去を行う。	
130	同上	(1) し尿収集計画の策定・周知 ア 被災市街地対応本部は、下水道の被災状況や仮設トイレの設置状況等から、し尿収集が必要な箇所の確認を行い、道路状況に応じた収集ルートを検討した上で、し尿収集計画を策定する。 (略)	(1) し尿収集計画の策定・周知 ア 被災市街地対応本部は、下水道の被災状況や仮設トイレ・ <u>マンホールトイレ等</u> の設置状況等から、し尿収集が必要な箇所の確認を行い、道路状況に応じた収集ルートを検討した上で、し尿収集計画を策定する。 (略)	追加
132	同上	(2) 処理体制 (略) エ 災害が発生した場合、損壊家屋の撤去等に伴う廃棄物の量も膨大になるため、状況に応じて被災市街地対応本部内に処理体制を <u>設立</u> して対応するものとする。	(3) 処理体制 (略) エ 災害が発生した場合、損壊家屋の撤去等に伴う廃棄物の量も膨大になるため、状況に応じて被災市街地対応本部内に処理体制を <u>確立</u> して対応するものとする。	変更
132	同上	(4) 環境汚染の防止対策 ア <u>一時集積所</u> 及び集積場所の環境管理を行う。 (略)	(4) 環境汚染の防止対策 ア <u>仮置場</u> 及び集積場所の環境管理を行う。 (略)	変更
133	同上	3 流言飛語の防止対策（被災生活支援本部、広報班） (略) (2) 未確認情報が流れている場合、迅速に実態を確認して、被災者に正確な情報を提供するとともに、必要に応じて警察機関に対して混乱の防止や取締り、警備等を要請する。	3 流言飛語の防止対策（被災生活支援本部、広報班） (略) (2) 未確認情報が流れている場合、迅速に実態を確認して、被災者に正確な情報を提供するとともに、必要に応じて警察機関に対して混乱の防止や取締り、警備等を要請する。 <u>特に近年は、SNS等を通じたデマ情報が問題視されていることから、公的機関以外が発信した不確かな情報は安易に拡散しないよう周知する。</u>	追加
134	同上	1 公共建物の被災状況の確認（被災市街地対応部、被災生活支援本部） (略) ① 第1庁舎・消防局庁舎	1 公共建物の被災状況の確認（被災市街地対応部、被災生活支援本部） (略) ① 第1庁舎・ <u>第2庁舎・行徳支所</u> ・消防局庁舎	追加
137	同上	4 <u>応急仮設住宅の提供（見なし仮設住宅）</u> （被災市街地対応本部、被災生活支援本部）	4 <u>応急借上げ住宅（みなし仮設）の活用</u> （被災市街地対応本部、被災生活支援本部）	変更
138	同上	(2) 帰宅時間帯における安否・動向確認（被災生活支援本部、学校教育班、学校（園）長） (略) イ 臨時休校は、被災生活支援本部・学校教育班と協議の上、学校長が決定する。	(2) 帰宅時間帯における安否・動向確認（被災生活支援本部、学校教育班、学校（園）長） (略) イ 臨時休校は、被災生活支援本部・学校教育班と協議の上、学校 <u>（園）</u> 長が決定する。	変更
142	同上		<u>9 LPガス設備等の復旧（千葉県LPガス協会市川支部）</u> <u>加盟業者と連携してLPガス設備等の被害状況の把握、二次災害防止対策、応急復旧対策の推進を図る。また、二次災害を防止するための注意事項等について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や本市と連携して広報する。</u>	追加
143	同上	<u>9</u> 通信施設の復旧（東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）	<u>10</u> 通信施設の復旧（東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）	変更
143	同上	<u>10</u> 郵便施設（日本郵便株式会社）	<u>11</u> 郵便施設（日本郵便株式会社）	変更
143	同上	<u>11</u> 鉄道施設（各鉄道事業者）	<u>12</u> 鉄道施設（各鉄道事業者）	変更

ページ	項目	現行計画	修正素案	差分
150	第4章 災害復興 計画 第2節 被災者の 生活再建	＜基本方針＞ 1. 震災時には、一切の財産を失ってしまう被災者も多く発生すると予測される。 2. 被災者の生活再建支援策として、被災生活支援本部では、<u>り災証明の発行</u>を急ぐほか、義援金品の配布、各種助成・融資制度の検討、市税の減免や徴収猶予等の措置、住宅再建や住宅確保の支援を実施する。	＜基本方針＞ 1. 震災時には、一切の財産を失ってしまう被災者も多く発生すると予測される。 2. 被災者の生活再建支援策として、被災生活支援本部では、<u>罹災証明書の交付</u>を急ぐほか、義援金品の配布、各種助成・融資制度の検討、市税の減免や徴収猶予等の措置、住宅再建や住宅確保の支援を実施する。 3. <u>災害発生後の市民生活の安定を図るため、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的にマネジメントする取組み）の実施に努める。</u>	変更
150	同上	1 <u>り災証明の発行</u>（予算・調査班） （略） (2) 調査結果に基づき、被災者個々人の<u>り災</u>データを作成・管理するとともに、<u>り災者</u>の申請により、<u>り災証明を発行</u>する。 (3) <u>り災証明</u>は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、原則として住家が<u>り災</u>した場合に証明するものとする。	1 <u>罹災証明書の交付</u>（予算・調査班） （略） (2) 調査結果に基づき、被災者個々人の<u>罹災</u>データを作成・管理するとともに、<u>罹災者</u>の申請により、<u>罹災証明書を交付</u>する。 (3) <u>罹災証明書</u>は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、原則として住家が<u>罹災</u>した場合に証明するものとする。 <u>(4) 罹災証明書の対象とならない非住家と動産の被害については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する被災家屋等証明書を必要に応じて交付する。</u>	変更
151	同上	4 災害弔慰金等の支給（被災生活支援本部） 被災した市民が速やかに再起、<u>厚生</u>するよう、災害弔慰金の支給等に関する法律及び市川市災害弔慰金の支給等に関する条例並びに市川市災害見舞金品支給規則に基づき、被災者に対して、災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに災害見舞金品の支給、災害援護資金の貸付等を実施する。	4 災害弔慰金等の支給（被災生活支援本部） 被災した市民が速やかに再起、<u>更生</u>するよう、災害弔慰金の支給等に関する法律及び市川市災害弔慰金の支給等に関する条例並びに市川市災害見舞金品支給規則に基づき、被災者に対して、災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに災害見舞金品の支給、災害援護資金の貸付等を実施する。	変更
151	同上	<u>6 災害援護資金等の貸付（被災生活支援本部）</u> <u>被災した市民が速やかに再起、厚生するよう、被災者に対する生活再建資金の融資等を行い、被災者の生活の確保を図る。</u>		削除
151	同上		<u>6 災害ケースマネジメントの実施（被災生活支援本部）</u> <u>(1) 災害ケースマネジメントを含めた被災者支援の総合調整を行う担当を明確化するとともに、県からのリエゾン派遣の受入体制を整備する。被災者支援の担当は、県や社会福祉協議会等と連携し、被災者からの一元的な相談窓口の設置や、避難所運営、救援物資の調整などとともに、避難所外避難者の状況把握のためのアウトリーチや情報共有会議、災害ケースマネジメントの実施に向けた調整を行う。</u> <u>(2) 支援が必要な被災者に対し、被災者見守り・相談支援等事業により、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を検討する。</u> <u>(3) 社会福祉協議会やNPO等と連携して、応急仮設入居者や在宅で被災生活を送っている者のうち、支援が必要な者に対して、アウトリーチを継続的に実施する。また、相談窓口を訪れる被災者相談事に対応するほか、他に抱える課題がないか被災状況の把握を行うとともに、支援情報の提供等を行う。</u> <u>(4) 訪問等により取得した情報を基に、個々の被災者についてアセスメントを実施する。アセスメントの結果に基づき、自立・生活再建にあたっての継続的に寄りそった支援の必要性や、継続的な支援が必要な場合の今後の見守り・相談等の実施頻度を検討し、訪問、見守り・相談の実施体制の確立を進め</u>	追加

ページ	項目	現行計画	修正素案	差分
			る。 (5) 訪問時等には、住まい再建の実現性や家族の状況等について被災者に確認する。聞き取り等を行った被災者の個人情報については、その利用目的を明示し、取り扱いは個人情報保護法にのっとり適切に行うものとする。 (6) 社会福祉協議会ほか関係機関等とともに、災害ケースマネジメント情報連携会議を開催し、災害ケースマネジメントの全体の進捗状況の把握を行うとともに、被災者の個別訪問の状況やケース会議の開催状況等について共有する。 (7) 個々の被災者の状況について、アウトリーチにより得られた情報や平時の福祉サービスで利用している情報などをもとに、個々の課題に応じた支援方策を検討するケース会議を実施する。 (8) 災害ケースマネジメントの実施にあたっては、被災者ごとに支援記録を作成し、相談時の状況、ケース会議で決定した支援方策等を記載する。支援記録の記載事項として想定される主な項目は以下のとおり。 (9) ケース会議での議論を踏まえ、専門的な支援機関等を紹介するだけではなく、必要に応じて支援機関等まで同行し、そこでのアドバイスや意見を踏まえて被災者とともに今後の対応を検討する。	
152	同上		7 被災者台帳の作成（被災生活支援本部） 被害が甚大な場合等で本部長が必要と認める場合、災害対策基本法による被災者台帳を作成し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置に漏れや重複などがないか確認するとともに、各種援護措置の効率化を図る。 ア 被災生活支援本部は、被災者支援システムを活用して、被災者の基本情報、被害情報及び各種援護措置の実施状況等を収集し、被災者台帳として整理する。また、災害救助法による救助が行われたときは、災害対策基本法第90条の3第4項の規定により、必要に応じて県に対して被災者台帳に関する情報提供を要請する。 イ 被災生活支援本部は、罹災証明書の交付窓口や災害相談窓口において、被害に応じて受けられる各種援護措置（支援金等の支給、税金・公共料金の減免等）の申請に当たっては被災者台帳の掲載情報を市が利用することで各種援護措置の効率化（支援金の支給申請における罹災証明書添付の省略等）を図られることを説明する。また、災害相談窓口において、被災者本人又は家族等から被災者台帳情報についての照会を受け付け、当該情報を提供する。	追加
152	同上	7 その他の被災者の自立に対する支援（被災生活支援本部）	8 その他の被災者の自立に対する支援（被災生活支援本部）	変更
152	同上	8 臨時市民相談室の開設（被災生活支援本部、被災市街地対応本部、業務継続班）	9 臨時市民相談室の開設（被災生活支援本部、被災市街地対応本部、業務継続班）	変更
153	同上	9 生活復旧・再建に関する情報の広報（被災生活支援本部、広報班）	10 生活復旧・再建に関する情報の広報（被災生活支援本部、広報班）	変更
154	同上	1 農漁業者に対する支援（被災生活支援本部、行徳本部） (略)	1 農漁業者に対する支援（被災生活支援本部、行徳本部） (略) (3) 就労支援、税の減免など被災した農漁業従事者に対する生活再建支援や既往債務の償還猶予、償還期間の延長などの支援を検討する。	追加
154	同上	2 中小企業に対する支援（被災生活支援本部）	2 中小企業に対する支援（被災生活支援本部） (略) (3) 就労支援、税の減免など被災した中小企業従事者に対する生活再建支援や既往債務の償還猶予、償還期間の延長などの支援を検討する。	追加

